



# 愛知

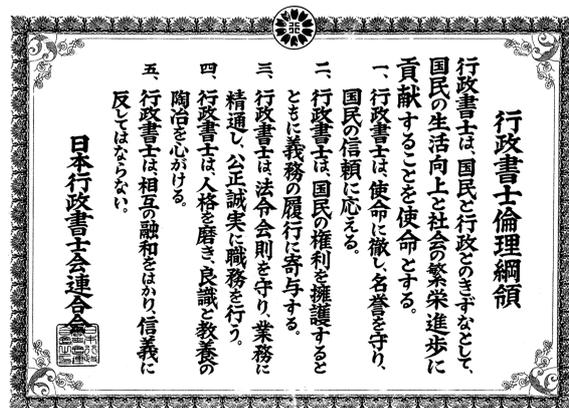


- 役員就任挨拶
- 平成28年度第6回理事会
- 平成29年度第1回理事会



# 目次

ご挨拶	会長 前田 望	1
役員就任挨拶		2
平成28年度第6回理事会		5
平成29年度第1回理事会		5
名城君と学ぶ税法 第11回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	6
ハラスメントの問題性について	弁護士 後藤 潤一郎	9
ちょっと役立つ豆知識	中央支部 金 恩瑩	12
お知らせコーナー 愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」の改正について（通知）		14
ライブラリ研修動画一覧		15
ライブラリ研修申込書		17
業務相談会のお知らせ		18
業務相談会申込書		19
会員訪問記（東名支部：勝 友香梨会員）	会報委員 金林 伸洙	20
支部だより		21
事務局だより		34
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		37
コスモスあいちコーナー		44
あとがき		47





# ご挨拶

愛知県行政書士会 会長 前田 望

平成29年度定時総会において会長に選任されました前田望です。本総会にご出席いただいた会員の皆様、運営に携わった役員の皆様のご協力により、円滑に議事が執り行われ、平成29年度事業計画案、会計予算案、平成30年度暫定予算案が無事可決承認されました。

また総会終了後の懇親パーティーでは、本総会において名誉会長に就任いただきました山田前会長をはじめ、多くの来賓の皆様、会員の皆様から、あたたかく、力強い励ましの言葉をいただきました。あらためて会長職の重責に身の引き締まる思いをしております。

さて私は、昭和63年の開業登録以来、一貫して「一行政書士としての実務者の視点」を大切にしたいと考えてきました。当時自分が業務について悩み、事務所運営について悩み、多くの諸先輩方に助言をいただきながら、何とか今日に至っているのと同じように、今日も新たに開業登録される方が生まれ、様々に悩みながらも、「市民の役に立とう」と業務に勤しんでいる事と思います。愛知県行政書士会の全ての活動は、誠実に実務に取り組む個々の会員の後方支援に繋がるものでなくてはなりません。それによって市民の生活の利便性に寄与し、事業者の行政手続や事業活動の頼もしい味方としての行政書士の存在をアピールしていきたいと考えています。

「法務と実務のスペシャリスト」として市民に信頼され、頼られる存在であるためには、我々は常に職業倫理の向上、品位の保持に向け、たゆまぬ努力を続けなければなりません。また各行政機関との信頼関係の維持、発展に努め、業務受託や無料相談会の実施などの活動の機会を通じて、積極的な広報活動を展開してまいります。その活動の中で、本来行政書士業務として

できる業務範囲を丁寧に説明し、理解を得る事が、職域の確保・拡大に繋がっていくと考えています。

昨今の社会情勢の変化は早く、それに伴う法改正、規則改正も頻繁に行われています。「法定相続情報証明制度の創設」、今後施行される「債権関係規定（債権法）に関する民法の改正」など、市民の方に関連し、相談を受ける機会が増えるテーマから、各分野の許可申請における詳細な取扱いの変更に至るまで、我々行政書士が把握しておくべき情報は、膨大かつ多岐にわたります。

ホームページを活用した情報の配信や、各業務部において多様なテーマの研修会を企画、実施し、会員の研鑽の一助となるよう努めてまいります。また行政不服申し立てを代理する特定行政書士の育成、増員に取り組み、その制度の周知を進めていきます。

現在課題となっている行政書士会館の隣地（建物を含む）については、これまでの経緯を精査し、将来を見据えた議論を深め、執行部としての方針を明確にしてまいります。

関係官公署との連携、関係団体との連絡強化については、本会が他の機関との連携、連絡強化に努める事はもちろんですが、各支部と支部管内の官公署、関係団体の関係づくりに協力、支援を行っていく事により、県内全域の市民のニーズにお応えできる体制を目指してまいります。

すでに愛知県行政書士会の会員数は2,900名を超えました。そして、機会あるごとに皆様のご意見、ご協力を頂きながら、私と執行部15名がしっかりとしたチームワークを組み、本会の発展進歩のため、本会の運営に尽力してまいります。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

# 役員就任挨拶

## 愛知県行政書士会



副会長 竹田 勲

このたび、副会長として総務部と法人経営部を担当させていただくことになりました。

私たちを取りまくビジネス環境の変化はあまりにも速く、業務も多様化しています。

また、2900名からなる会員それぞれも多様化し、本会はそれに対応するスピード感を求められています。

その変化に遅れないためにも、支部のみなさんと本会との的確な情報共有ができる体制を築いていくつもりです。

大変な重責ではございますが、行政書士の発展という目的を達成すべく、会長を補佐し全力で職務に励んでまいりたいと思いますので、会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



副会長 野田 悦子

今般副会長に選任されました。任期2年間誠意を持って努めてまいります。会長を始め各役職に大きく異動がありましたが、いつの役員も、より良い愛知会にしたいという共通認識があると思います。事務局の皆様ともしっかり意思の疎通を図って、スマートな運営の一助となれば幸いです。



副会長 仙石 秀久

このたび、平成29年度定時総会において副会長に選任され、広報部と国際私法部を担当させて頂くことになりました。

本会の制度発展と、会員の為に鋭意努力し、会員皆様の業務拡充に努めてまいりたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。



副会長 蟹江 公明

平成29年度定時総会において副会長に選任され、法務部と運輸交通部を担当させていただくこととなりました。

3期6年間の常務理事での経験を活かして、各担当常務とともに会員の皆様のために会務を頑張っていく所存です。

皆様のご指導ご協力を賜りますようお願いいたします。



副会長 長瀬紀美子

平成29年度定時総会において副会長に選任され、企画情報部と建設環境部を担当させていただくこととなりました。

それぞれの担当常務理事と連携をとり、微力ながら会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。



常務理事 市川 雅敏

この度、定時総会におきまして常務理事に選任され、総務部を担当することとなりました。新会長の方針に応え、そして地域の17支部とともに愛知会が益々発展していけるよう、道険し総務の山を、一步一步登って参ります。

会員の皆様には、機会あるごとに、ご指導ご支援のほどを心よりお願い申し上げます。



常務理事 柴田 愛

この度、平成29年度定時総会におきまして、常任理事に選任され、経理部を担当させて頂くことになりました。

新任で、至らぬことが多々あることと思いますが、精一杯努めてまいります。皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



### 常務理事 川村 浩史

平成29年度定時総会において常務理事に選任され、広報部を担当する事となりました。

広報部の役割は、会報の発行、常設無料相談会の運営など含め幅広く、多岐にわたります。これまでの取り組みを真摯に学び、新たな発展へと繋げていけるよう尽力したいと思います。

また役割上、会員の皆様にご協力をお願いする機会も多くあろうかと思えます。

ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



### 常務理事 子安 幸代

この度、平成29年度定時総会において、常務理事に再任され、法務部として、会則、規則の改正と新入会員基礎研修会の運営を中心に担当させていただくことになりました。

これまで周りの多くの方々にご理解とご協力いただきながら会務を務めてまいりました。この場をお借りして、皆様に深くお礼を申し上げます。

はなはだ微力ではありますが、一生懸命務めて参りますので、今後もご理解とご指導を賜ります様どうぞよろしくお願い致します。



### 常務理事 伊代田誠二

平成29年度定時総会において常務理事に選任され、企画情報部を担当させていただくことになりました。

これまで3期6年、尾北支部の支部長を務めてまいりましたが、本会役員としては新任です。はなはだ微力ではございますが、諸先輩の方々や会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、行政書士業務の拡充のために精一杯努めてまいります。どうぞ宜しくお願い致します。



### 常務理事 早川 忠

平成29年度定時総会において常務理事に選任され、引き続き建設環境部を担当することになりました。

2期目になりますので、会員の皆様のご指導ご協

力をいただきながら、受託業務や研修会実施をはじめとする各種事業の継続性、関係官庁との連携強化をより一層推し進め、本会の発展のため、そして会員の皆様のために尽力していきたいと考えています。どうぞ宜しくお願いいたします。



### 常務理事 須崎 俊行

この度、平成29年度定時総会において、常務理事に選任され、運輸交通部を担当させていただくこととなりました。

りました。

重責を担うこととなりますが、諸先輩方はじめ会員の皆様、また事務局の皆様のご指導ご協力をいただきながら、職域の拡大、本会の発展のため一生懸命努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



### 常務理事 小柳津えみ

平成29年度定時総会において常務理事に選任され、国際・私法部を担当させていただくことになりました。

不慣れな部分もたくさんありますが、諸先輩方や会員の皆様のお力添えをいただきながら、国際と私法の両分野での業務の拡充と本会の発展のために責を果たしていきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



### 常務理事 本多 証一

平成29年度定時総会において常務理事に選任され、土地利用部を担当することになりました。

新任でありわからないことも多々ありますが、諸先輩方や会員の皆様のご指導をいただき、精一杯会務に励む所存です。

土地利用業務はベテランの先生方がご活躍されている業務です。新人にはとっつきにくいイメージがあります。研修等を通じて、新人でもじゅうぶんチャレンジできる業務だと思ってもらえるような努力をしたいと考えます。本会の発展のために務めてまいりますのでなにとぞよろしくお願い申し上げます。



常務理事 内藤 祐滋

平成29年度定時総会において常務理事に選任され、法人経営部を担当させていただくことになりました。

微力ではございますが、精一杯努めさせて頂く所存でございます。

宜しくご指導頂きますよう、お願い申し上げます。



監事 河合 治彦

この度、定時総会にて監事に再任されました。

責任の重さを自覚し、これまでの経験を活かし本会の適正な運営と発展の為に、微力ながら最善の努力をしております。

会員の皆様のご協力を宜しくお願い致します。



監事 権田 泰一

この度、定時総会におきまして監事に選任され微力を尽くすこととなりました。身に余る重責ではありますが、

今までの経験を生かし、精一杯務める所存でございます。

会員の皆様には、一層のご協力をお願い申し上げます。



監事 竹内 誠

平成29年5月30日に開催された第67期定時総会において監事に就任させて頂くこととなりました。任期2

年誠心誠意努めて参ります。



相談役 田宮 章

相談役として何の貢献ができるのか模索中です。より良い行政書士会、より高度な知識に裏付けられた行政

書士の仕事のあり方を考え続けながら、皆さんと一緒に頑張って参る所存です。これからもよろしくお願い致します。



相談役 西堀 俊徳

この度、相談役に委嘱されました。これまでの経験が更なる愛知県行政書士会の発展にお役に立てばと思

います。

人間は「経験」するために生まれてきたのです。をもっとうに相談役として、務めてまいりますので宜しく願いいたします。



相談役 久野 真枝

これまで7期14年の大役を終え、相談役に就任致しました。今後は立場を変え、尚、本会の発展に尽力す

る事をお約束してご挨拶いたします。



相談役 鍋田 建治

この度相談役に委嘱されました。相談役というのは、どんなことをするのか、よくわかりませんが、分

わかまえて協力したいと、思っています。

最近思っていることは、「自由と寛容」です。

平和で楽しい人生を続けたい。そのためには「他人の自由を尊重し、他人への寛容を忘れずに」人と付き合っていきたい。そう思っています。



相談役 西川 剛史

この度、相談役に委嘱されました。平成17年から6期12年間にわたり

常務理事・副会長の任にあたってまいりました。長年にわたり一方ならぬご厚情ご支援を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

微力ではございますが、愛知県行政書士会の発展に力を尽くす所存です。今後ともご指導ご鞭達の程何卒宜しく願いいたします。

## 平成28年度 第6回理事会

と き	平成29年3月29日(水)
	午後2時
ところ	愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室
出席者	正副会長 6人
	常務理事 9人
	理事 45人
	計 60人
	会長出席要請役員 2人

### 議 題

- (1) 審議事項
  - 第一号議案 総会運営委員会委員の選任について
  - 第二号議案 愛知県行政書士政治連盟との負担金契約書(案)について
  - 第三号議案 法律顧問の選任について
  - 第四号議案 予備費の充用について
  - 第五号議案 会員の処分について

原案通り可決承認された。

- (2) 協議事項
  - ① 定時総会提出議案 第1号議案「平成28年度事業経過報告」について
  - 定時総会提出議案 第3号議案「平成29年度事業計画(案)承認の件」について
  - 定時総会提出議案 第4号議案「平成29年度会計予算(案)承認の件」について
  - 定時総会提出議案 第5号議案「平成30年度暫定予算(案)承認の件」について
  - 定時総会提出議案 第6号議案「役員改選の件」について
- (3) 理事からの提案議題について
  - ① 来期予算案における支部交付金、補助金の方針について
  - ② 来期会長などの役員選挙の透明化について
  - ③ 建設検討委員会について
- (4) 報告事項
  - ① 平成29年度名古屋国際センター行政相談員について
  - ② 平成29年度の経営事項審査補助業務要員内定者について
  - ③ 平成29年度の建設業許可申請等受付補助業務要員内定者について
  - ④ 役員推薦委員会委員について
  - ⑤ 事業報告について
  - ⑥ 今後の予定について
- (5) その他
  - ① 全国女性行政書士交流会の途中経過報告について

## 平成29年度 第1回理事会

と き	平成29年4月17日(月)
	午後2時
ところ	愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室
出席者	正副会長 6人
	常務理事 10人
	理事 40人
	計 56人
	会長出席要請役員 4人

### 議 題

- (1) 審議事項
  - 第一号議案 定時総会提出議案について
  - 第1号議案 平成28年度事業経過報告
  - 第2号議案 平成28年度会計決算承認の件
  - 第3号議案 平成29年度事業計画(案)承認の件
  - 第4号議案 平成29年度会計予算(案)承認の件
  - 第5号議案 平成30年度暫定予算(案)承認の件
  - 第6号議案 役員改選の件
  - 第二号議案 愛知県知事への顧問の委嘱について
  - 第三号議案 名古屋市長への顧問の委嘱について
  - 第四号議案 愛知県行政書士会役員手当支払い規程の一部改正(案)について
  - 第五号議案 愛知県行政書士会封印業務の受託に関する規則の新設案について
  - 第六号議案 稲沢市長への顧問の委嘱について

原案通り可決承認された。

- (2) 理事からの提案議題について
  - ① 定時総会提出議案等の第1号から第4号の内容の告知の実行について
  - ② 定時総会における名誉会長の委嘱について
- (3) 報告事項
  - ① 定時総会について
  - ② 平成29年度愛知県行政書士会会長表彰候補者及び慶祝者について
  - ③ 平成29年度知事表彰候補者について
  - ④ 平成28年度事業報告について
- (4) その他

# 名城君と学ぶ税法 第11回

## 譲渡所得における「資産の譲渡」

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

### 登場人物

名城(なしろ): 行政書士を目指して勉強している法学研究科の大学院生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長: 行政書士光田事務所を開業して36年のベテラン。税法にも詳しい。

西尾: 光田事務所の女性職員。入社して数か月が過ぎ、ようやく仕事に慣れてきた。

### 離婚の手続と財産分与

名城 今の依頼人の方、相当深刻でしたね。

光田 奥さんと離婚することになったのだが、子どもの親権や扶養料、財産分与などで話がかなり難航したそうなんだ。

西尾 大変ですね～。

光田 どうにか話がまとまったので、離婚協議書の作成の依頼に来られたんだ。

西尾 どうして離婚しちゃうんでしょうね～。

光田 夫婦によっていろいろな事情があるからな。

名城 民法上の離婚には、お互いの協議つまり話し合いによる協議離婚(763条)と家庭裁判所の手続を経る裁判上の離婚(770条)があります。裁判上の離婚の場合、民法が定める原因がある場合に限り、夫婦の一方が裁判所に離婚の訴えを提起することができます(770条1項)。

西尾 いろいろあるんですね～。

光田 大変なのはこれだけじゃないぞ。財産分与をする際には、税金の問題も考えておかなければならないんだ。

西尾 離婚したら税金がかかるんですか!?

光田 離婚したことに対するペナルティとして課税されるわけじゃないぞ。財産分与をした場合、その分与者が課税される場合があるということだ。

名城 たとえばこういうことです。ある夫婦が離婚して、夫が妻に財産分与として夫名義の不動産を渡すとしましょう。その場合には、不動産を譲り渡し

た夫に「譲渡所得」という所得税が課されることとなります。

西尾 不動産を受け取った妻が課税されるわけじゃないんですね。

光田 そこが誤解されがちだし、わかりづらいのだが、譲渡所得の性質を理解する必要がある。名城君、譲渡所得とはどのような所得だ?

名城 所得税法33条1項には、「資産の譲渡による所得」と定義されています。

西尾 「資産の譲渡による所得」が譲渡所得ですか。

光田 判例上、譲渡所得とは、資産を所有している間に資産に生じた値上り益、つまり資産の増加益のことだと定義されている。たとえば、1,000万円で買って所有していた土地が5,000万円で売れたとすると、差額の4,000万円が増加益であり、これが譲渡所得だということだ。

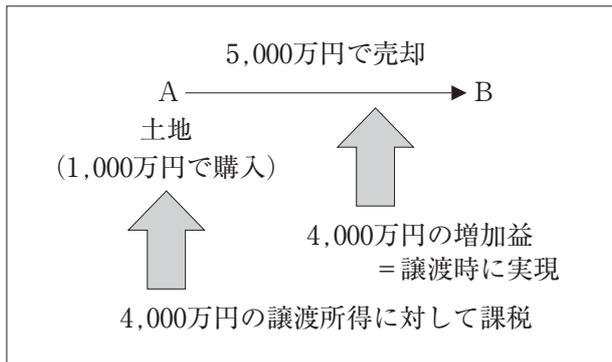
西尾 なるほど～!

光田 この増加益は、資産を所有している間に発生したものだ。だが、この増加益はその資産を売ったりして対価を得なければ、所有者には現実の利益はない。だから、その資産を譲渡したときに課税しているわけだ。

名城 確かにそうですね。所得税法は包括的所得概念を前提にしているから、資産の増加益でも「所得」には当たるわけですよね。でも、1,000万円で買った土地の時価が5,000万円に値上がりしていると言われても、差額の4,000万円の利益を実際に得ることができるわけではないですもんね。だから、その土地を売ったりして対価を得て、実際に所得を得たときに課税されるというわけですね。

光田 利益ないし所得を実際に得ることができる状態になることを「実現」というんだ。だから、資産を所有している状態で、その資産の価値が客観的には増加していても、所得が実現していなければ、基本的には課税されない(未実現利益)。このように、譲渡所得の課税には、所得の実現ということが重視されるんだ。

図1 譲渡所得の性質と課税



### 財産分与に対する譲渡所得課税

名城 よくわかりました。そうすると、さっきの離婚に伴う財産分与のケースでも、夫が妻に資産を譲渡するから、夫に譲渡所得があるととして課税されるということですか。

光田 判例はそのように解釈していて、実務上もそのように扱われている。

名城 ということは、夫は妻に資産を譲渡して、その対価として何らかの利益を受けるから課税されるということですよ。

西尾 財産分与すると、何かもらえるのですか？

光田 いいところに気がついたな、二人とも。判例（最判昭和50年5月27日・民集29巻5号641頁）では、財産を分与した夫は「分与義務の消滅」という経済的利益を受けると解釈しているんだ。

名城 「分与義務の消滅」が「経済的利益」ですか？

光田 判例の理解はこうだ。今のケースの夫は、妻に対して財産を分与する義務を負っている。そしてその義務を履行すれば、義務が消滅する。夫はそれにより、その分の経済的利益を受けることになる、ということだ。

西尾 そう言われれば、そんな気もしますね。

名城 でも、おかしいんじゃないですか？判例の理解は、債務免除益と同じように考えているようですが、ずいぶん違いますよね。財産分与の場合、夫は自ら義務を履行したことによってその義務は消滅したわけですよ。でも、債務免除の場合は、相手方である債権者が債権を放棄、つまり債務を免除してくれたから、同じ義務の消滅といっても、全然違うと思うのですが。

光田 まさにそうなんだ、名城君。判例の理解でいえば、贈与だって同じことが言えてしまう。AとBが贈与契約を結んだ。AがBに財産を贈与すれば、Aの贈与義務が消滅するが、判例の理屈だと、Aは経済的利益を受けたことになり、有償譲渡をしたこ

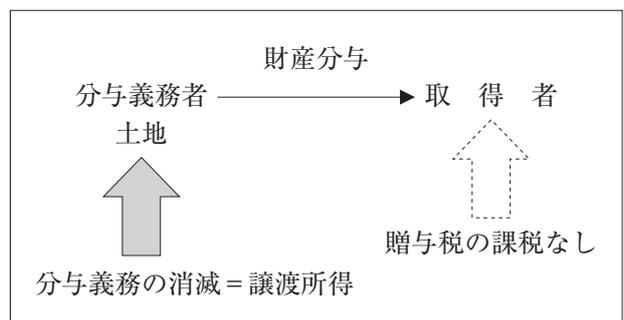
とになる。そうすると、無償譲渡なんてないことになってしまうんだ。

名城 う〜ん、よくわからないですね。

光田 学説上は異論があるが、実務上、財産分与は譲渡所得の課税対象として扱われている。そして、分与者である夫に譲渡所得が課される反面、分与を受ける妻には贈与税は課されないこととされているんだ。

名城 妻は贈与を受けたのではないという理解なんですね。

図2 財産分与に対する譲渡所得課税の理論



### 職務発明の対価として受領した金銭

西尾 財産分与にも課税されるなんて、税金って怖いんですね。

名城 「資産の譲渡」ってかなり広い概念なんですね。

光田 「資産」とは経済的価値が認められるものを広く含んでいるから、土地などの有体物に限らず、権利などの無体物であっても、経済的価値が認められるものは、すべて譲渡所得における「資産」と扱われるんだ。

西尾 じゃあ、財産分与で土地ではなく現金を渡した場合でも、課税されちゃうんですか？

光田 譲渡所得の性質は何だった？

西尾 「資産の増加益」ですね。

名城 そうか！土地は増加するから増加益に対して課税されるけど、現金は増加も減価もしないから、課税されないのですね。

西尾 なるほど〜！参考になりますね！

名城 西尾さん、離婚を考えているのですか？！

西尾 単なる興味ですよ〜。

光田 他にも、職務発明による特許権の譲渡なんていう事例もあるぞ。

名城 会社に所属する従業員等が業務の一環として行った発明のことですね。それによって特許権を取得した場合、それを会社に譲渡するのですね。

光田 特許権も譲渡所得における「資産」に該当することは間違いない。ただ、その対価は譲渡所得には該当しないと裁判例では判断されているんだ。

西尾 「資産」を「譲渡」したのに、譲渡所得ではないのですか？

光田 判決（大津地判平成26年4月10日・税資264号順号12448）は、譲渡所得に該当するためには、その所得が譲渡に基因して譲渡の機会に生じた所得でなければならないと解している。そして、権利移転の機会に、それに基因して実現した所得は譲渡所得に該当するが、そうでない所得は譲渡所得ではないとして、雑所得に該当すると判断している。

名城 職務発明による特許権の譲渡の対価って、どういふものなんですか？

光田 職務発明による特許権を会社に譲渡、つまり承継した場合には、「相当の対価」を得ることになっている（特許法35条3項）。ただし、特許権を会社に承継した時点では、この権利がどのくらいの価値があるか、この特許権を用いて会社がどの程度収益を上げることができるかわからないから、一定程度の金額を払うのが通常だ。

名城 確かにそうですね。

光田 その後、会社がその特許権を利用して収益を上げた場合には、適宜、相当の対価が考案者に支払われることがある。そして、この事案では、考案者が相当の対価の支払いを会社に求めて訴訟を提起し、

和解に至ったことによって和解金が支払われたという事実があるんだ。

名城 つまり、和解金は広い意味でいえば「資産の譲渡」の対価と言えても、譲渡からかなり時間が経過した後に支払われたものだし、その和解金の金額には、その資産の増加益とは異なる要素が含まれているから、譲渡所得とはいえないというわけなんですね。

光田 本件における和解金の算定根拠から考えれば、これを「資産の増加益」としての譲渡所得と位置づけることは困難だろう。別の判決（大阪地判平成24年4月26日・訟月59巻4号1125頁）でも、“譲渡の時点で実現していない所得は譲渡所得ではない”と判断しているが、この定義はどうかと思っている。

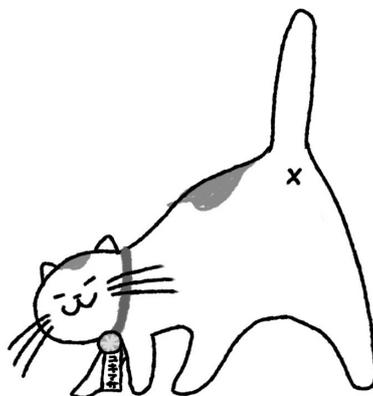
「譲渡所得かどうか」ということと、「譲渡時に実現しているか」というのは別問題のはずだ。

西尾 譲渡所得は奥が深いですね～。とても勉強になりました。

名城 まさか本当に離婚を考えているんじゃないでしょうね！？

西尾 違いますよ～。税金に興味があるだけですよ～。

名城 それならいいのですが、この連載は結構広く読まれていますからね。思わぬところで読者から声をかけられることがあるから、気を付けてくださいよ！



# ハラスメントの問題性について

弁護士 後藤 潤一郎

## 登場人物の紹介

榎崎弁護士（男性）

吉田行政書士（女性）

それぞれ高校時代の同級生同士という設定です。因みに投稿者は榎崎弁護士ということになりますが、サッカー好きなのでJ2の名古屋グランパスが早くJ1に復帰して欲しいと願っているためGK榎崎正剛選手の氏を借用しました。吉田行政書士は、名古屋の誇る吉田沙保里選手にちなんで吉田の氏を借用しました。どちらも投稿者の脳の中での内的会話であり、特定人ではありません。

ハラスメントをどんなイメージで考えれば良いか

榎崎：今度、大学からハラスメントについてお話して下さい、という要請を受けたので、講義のイメージを作らなくてはいけないのだけど、どんなお話をすれば良いだろう？ちょっとそのことで意見を聞かせてよ！

吉田：そうねえ。いろいろ辺りを振り返ると嫌な思えることがいっぱいあるけど、そういうのって全部ハラスメントになるのかな？

榎崎：厚生労働省によると、全部で36種類ぐらいのパターンがあるそうだよ。

でも嫌な思いをすることの全てを網羅するものでもないし、一般的にハラスメントというのは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。つまり他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指すようだね。

だからいわゆるパワーハラスメントというのは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて行われるいじめ・嫌がらせをいうことになるわけだね。

吉田：かなり面倒くさい定義の仕方をするね？2つ

の要素があるっていうことかな？1つは職務上の優位性が背景にあることで、もう1つは適正な範囲を超えること。

すると、例えば職場の部下達が上司に対してみんなで総スカン食らわせるっていうような「上司いじめ」はパワハラにはならないの？

榎崎：「優位性」をその言葉の通りに取ると、部下は上司に対して優位性はないということになるかな？だけど、部下が指示に従わないということは仕事してやらない（仕事しなかったら上司も困るよね?）、という点で何らか部下に優位性があるような感じもするね。

だけどパターンが決まったからといってそれで何か効果が決まっているわけでもないし、この分類も社会的な意味合いなので、それがパワハラに当たるかどうかについてさほどの意味はないと思うよ。私は部下の上司いじめもパワハラになると言っても良いと考えているけど。

より問題なのは、たぶん、後でもあなたと意見交換になると思うけれど、「範囲を超えて」なのではないかなあ？もう少し言うと「殊更」という意味だと私は思う。言葉を言い換えたただけだけどその方がよく理解できるね。外形的・形式的には適正あるいは妥当そうに見える行為でも、それが濫用される場面がハラスメントに当たるのではないかな？

吉田：それって、すごく姑息なことじゃない？

榎崎：ハラスメントが問題になるのは、された側の人にそんな思いも加えさせることで余計に嫌な感情を植え付けるところにあるのじゃないかな？もっとも、「姑息」も「公然」もどちらが「たち」が良いとか悪いとかも言えないけれどね。

吉田：ところでそういう「嫌な感じを持たされたこと」を堂々と表明できるようになったのは、何がきっかけなわけ？

榎崎：それは良い質問だよ。私は歴史の知識は余りないけれど、恐らく憲法13条にいう「幸福追求の権利」が法理的な根拠になっているのだと思うよ。この規定を根拠に私たちが普通に言葉にするような「プライバシー」の権利や「環境

権」などの新しい人権が生まれてきていると考えられるのではないかなあ？つまり、誰しも人として生まれてきたからには、それぞれ自分なりに充実した生き甲斐のある生活をしたものだよな？それなのに、他人から無理矢理なことをされたり言われたりなどされると、それだけで自分の人生が汚されたような気持ちになってしまいますよね？

憲法は、国家権力と国民との関係を規律する最高法規だから国民というか市民相互の関係を規律するものではないと考えられて来ましたが、同時に憲法は、人権宣言のリストでもあるので、制定当時に、例えば「表現の自由」（憲法21条）とか「学問の自由」（憲法20条）とかのタイトルの付いた人権ばかりでなく、その後の社会変化の中で、新しく人権として認めるべきではないかと観念され人権侵害として保護されねばならないと社会が認めるような新しいタイプの「人権」も保護しなければならぬ事態になれば、この「幸福追求権」がそういう人権の受け皿のようなかたちで新しく生ずる人権を基礎づける規定になる、と考えることが出来るのではないかな？

吉田：さすがに理窟論だねえ！思えば日本にも古くから「村八分」などの良からぬ風習があったと言われていたよな？恐らく日本だけじゃなくどこの国にもそんな人権侵害なんかいくらかもあったのじゃないかな？そうすると外国にも憲法13条のような規定ってあるのかしら？

私は、そういう理窟論などよりも、もっと現実的なお話にした方が良く思うよ！まあ講義の対象が法学部生なら別かも知れないけれど・・・

榎崎：そうか！じゃあ、この理窟の話は時間配分としてできるだけ少なくしよう。ありがとう！やはり昔からの知り合いで良いアドバイスをくれて助かったよ。

吉田：あなたは昔からそういう理窟っぽいところがあったよねえ・・・

ではどういう行為がハラスメントになるのだろうか？

榎崎：じゃあ、ぐっと身近な事案を取り上げて話を進めることにするから、聞いてね。場面は大学院としましょうか。ある女子院生が指導教授から指示された研究テーマについて、なかなか思

うように進捗しなかった。あるとき院生全員を集めた報告会で、それぞれ院生達が研究テーマについて進展具合などを報告することになったとしましょう。そしてこの女性院生の発表の段になりました。院生の報告は確かに不十分で、検討不足が多々あり、ほかの院生から「怠慢じゃないか」と批判が寄せられた訳です。そこで教授は「君は一体何をしていたのかね？途中で私のところに相談に来ればアドバイスや参考文献などを教えてあげることもできたろうに・・・だいたい、君はほとんど研究室にもいないし、変な男なんかと付き合っているのじゃないのか？夜もアパートに遅くなってからしか帰ってきていないようだし、研究者として自分を鍛える気がそもそもあるのか疑問に思いますよ！」と詰った、としよう。さてこの教授の発言はどこか問題があるでしょうか？

吉田：だいたい、教授がなんで院生が帰宅する時間などを知っているのよ！おかしい！それに「変な男」などと恰もこの院生がふしだらな女性であるかのように評価するのも、完全に言いすぎだと思うよ！この教授、ストーカーじゃないの？

榎崎：まあまあ。この場合、教授としては、別に院生の帰宅時間などのチェックはしていなかったとするとどうだろう？

吉田：「変な男」というのも推測かしら？

榎崎：そうだとしましょう。

吉田：じゃあストーカーだというのは撤回しましょうか？だけども教授だから学生の指導権があるといっても、そんな推測を前提にしてこの院生を罵倒するのはおかしい。私は「アカデミックハラスメント」に当たるのではないかと思うね。

榎崎：もしこの院生が女性じゃなくて男性なら、どうだろう。

吉田：そうなる微妙かな？男生なら教授からこの程度の罵倒を受けるのは仕方ないのじゃないかな？

榎崎：何が違うのだろうか？「被害者」の性の違いが大きいよね？教授としてみれば院生が重要な研究テーマに邁進してくれて、ある分野について早く精通するようになって欲しい、との観点で指導するものではないから、かなり厳しく院生を鍛えて指導することは必要だし、合理的なことだと思われるよね。その意味では、この指

導自体は職場の上司が部下に指導することと似てくるよね？では、その指導が向けられる相手に性差があることで、判断が異なるのは何故か？という辺りにセクシャルハラスメント的なものが横たわっているのが特徴かな？と私は思っているのですよ・・・

吉田：そう言われるとそうかな。

榎崎：ここから先は全く私の独断的理解なのですが、あなたは「濫用」っていう意味は分かる？さっき言いかけた「殊更」という用語の同類なのだけど・・・

吉田：ちょっと待ってね。スマホで調べて見るわ。うーん。濫用とは「一定の基準を超えてむやみに使うこと」だとき。この意味だと、「むやみに使いすぎ」ということになるのではないかな？

榎崎：私が考えているのは、使用頻度の意味ではないけど、しかしだいたい言いたいことは伝わるよね？その検索にもあるように「一定の基準を超えて」というところにミソがある！つまりその「一定」という限定があるところが難しいところだよ。どうしてもそこから何が「一定の範囲なのか？」という数学的には単純に出てこない、私たちの意識なり社会の規範意識に尋ねないと出てこない領域があるのが分かるね。それを「人によりけり」と考えられてしまったら話は一向に進まない。ひとまず、ある言動が適切妥当かどうかを判断するのに、普通に社会規範と考えられる基準から見て、外れる度合いが濫用とか殊更と評価されるかどうか、と言うことですよ。

私は、これは行為者の言動の中に、正当な行為だという内心以外に、別の邪な動機が潜んでいるときに濫用になり、殊更になると考えているのですが。

吉田：どういうこと？もうちょっと具体的に言ってみてよ。

榎崎：さきほどの教授の例で言うと、院生が怠慢だということで指導しなくちゃいけないと思った動機はよく理解出来るのではないかな？しかし院生が女性だということから、その指導のときに軽んじる気持ちも出てきて推測だけで「ふしだらな女だ」と、そのことを思い知れみたいのところまで気持ちが高じてくると、単に指導ではなくていじめる気持ちに自分を追い込んでしまう。言葉を換えると、適正行為の中に悪意を埋め込んでしまうということになるのではない

かな。そこでそういう意図でなした言動は「殊更」と感じられるし「濫用」と評価されるわけです。そういうときにハラスメントになると考えると分かりやすいと思うよ。ただ相手の院生が男性だった場合に、あなたも女性の場合とは違った印象を持ったように、現在の我々の社会常識というか社会規範では「男性ならばそれぐらいの罵倒を受けても当然だろう」というようなどこか線引きをしているのではないかな。

吉田：全てのハラスメントにセクハラが横たわっている、ということ言ってるわけではないよね？

榎崎：それは違うよ。性差というのが分かりやすいいじめの温床になる傾向があるとして言っただけで、もっと個別的には様々な「差」が社会にはあるから・・・その落差によって普通に水が流れ込むだけではなく、濁った水や濁流が流れるような「たとえ」だと思って貰うとイメージしやすいかなと考えたということだよ。

吉田：なるほど、なるほど。

榎崎：もっと言うと、そういう差は国家権力とは一応無縁だけど、昔から「権力は腐敗する」という政治的な格言があるように、差を持たない人は差を感じている人に対して何らかの優位な立場にありますので、常に差の存在について十分意識しておかないと、知らず知らずのうちにいつい傲慢になって、当然と容認される行動の中に自らの邪な心を埋め込んで、苛めになり易い行動を取り易いことを十分自覚しておかないといかんのだろうと思うよね。

そういうことを気にしないで、「自分は正しい」とだけ思っていると、人知れずその影で泣いている人が出ているのかも知れないよね。社会が変化していくと、思わぬところで「それは〇〇ハラスメントですよ」と指弾されることになるかも知れませんね。例えば、LGBTの問題などもありますよね。

ではハラスメントの対処はどうすれば良いのか？

次号に続く

# ちょっと役立ち豆知識

## 外国人と民法～⑤「離婚・・その3」

中央支部 金 恩 瑩

### ■国籍が異なる外国人夫婦の離婚

前回まで、日本人と外国人夫婦・同じ国籍を有する外国人夫婦の離婚における準拠法の規定についてみてきましたが、今回は、有する国籍がそれぞれ異なる外国人夫婦の離婚についてみていきたいと思えます。

日本に在留するA国人夫とB国人妻が離婚をしようとする場合、日本の方式で離婚手続きを行うことは問題ないでしょうか。

#### 法の適用に関する通則法（抜粋）

（婚姻の効力）

第25条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

（離婚）

第27条 第25条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

上記通則法第25条及び第27条の規定により、A国人夫とB国人妻は本国法が同一ではありませんが、夫婦の常居所（日本）が同一であると認められれば、適用される準拠法は日本法となり、日本の方式で離婚手続きを行うことができます。

そこで、A国人夫は日本で生まれ在留する外国人ですが、B国人妻は1年前に来日した留学生である場合、この夫婦の常居所は共に日本にあると認められるでしょうか。

また、A国人夫は仕事で一年の半分を海外で居住

しているような場合、常居所が日本にあると認められるでしょうか。

このように、外国人である法的地位は同じでも、日本における在留状況や在留期間の長さはその個人により大きく異なりますので、婚姻や離婚の法律行為の際にはその外国人の常居所の認定は重要な問題となります。

### ■参考：常居所の認定

法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて

平成元年10月2日民二第3900号民事局長通達（一部抜粋）

#### 第8 常居所の認定

事件本人の常居所の認定については、次のとおり取り扱って差し支えない。次の基準によっていずれの国にも常居所があるものと認定することができない場合は、原則として居所地法による（改正法例第30条＝通則法第39条）が、疑義がある場合は、管轄局の指示を求めるものとする。

##### 1 我が国における常居所の認定

###### (1) 事件本人が日本人である場合

（省略）

###### (2) 事件本人が外国人である場合

出入国管理及び難民認定法による在留資格（同法第2条の2並びに別表第一及び別表第二）等及び在留期間により、次のとおり取り扱う。在留資格及び在留期間の認定は、これらを記載した在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し及び旅券（日本で出生した者等で本国から旅券の発行を受けていないものについては、その旨の申述書）による。

ア 引き続き五年以上在留している場合に、我

が国に常居所があるものとして取り扱う者

別表第一の各表の在留資格をもって在留する者（別表第一の一の表中の「外交」及び「公用」の在留資格をもって在留する者並びに別表第一の三の表中の短期滞在）の在留資格をもって在留する者を除く。）

イ 引き続き一年以上在留している場合に、我が国に常居所があるものとして取り扱う者

別表第二の「永住者」、「日本人の配偶者等」（日本人の配偶者に限る。）、「永住者の配偶者等」（永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者を除く。）又は「定住者」の在留資格をもって在留する者

ウ 我が国に常居所があるものとして取り扱う者

(ア) 我が国で出生した外国人で出国していないもの（ア又はイに該当する者を含む。）

(イ) 別表第二の「日本人の配偶者等」（日本人の配偶者を除く。）又は「永住者の配偶者等」（永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦で在留している者に限る。）の在留資格をもって在留する者

(ウ) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」の在留資格をもって在留する者

エ 我が国に常居所がないものとして取り扱う者

(ア) 別表第一の一の表中の「外交」若しくは「公用」の在留資格をもって在留する者又は別表第一の三の表中の「短期滞在」の在留資格をもって在留する者

(イ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項に該当する者

(ウ) 不法入国者及び不法残留者

たとえば、A国人夫は来日6年目の就労資格を有する外国人で、A国においてB国人妻と婚姻をして1年前に家族滞在で呼寄せて日本で同居している場合、この夫婦の離婚の準拠法はどうなるでしょうか。

上記通達により、この夫婦の常居所地法が同一で

あるとは認められませんので、この場合は、夫婦に最も密接な関係がある地の法によることになります。

常居所の認定と同じく夫婦に最も密接な関係がある地の認定についても通知が出ています。

## ■参考：最も密接な関係のある地の認定

離婚の際の夫婦に最も密接な関係がある地の認定について

平成5年4月5日民二第2986号民事局第二課長通知

離婚の届出の受理に際して夫婦に最も密接な関係がある地の認定を要する事件について、平成元年一〇月二日付け法務省民二第三九〇〇号民事局長通達に基づき市区町村長から指示を求められた場合は、下記の点に留意して指示願います。

なお、平成元年一二月一四日付け法務省民二第五四七六号当職通知記2により、当職あて照会を求めていましたが、今後は、疑義がある場合を除き、照会を要しないこととします。

### 記

- 1 婚姻が日本での届出により成立し、夫婦が日本において同居し、婚姻の成立から協議離婚の届出に至るまでの間、夫婦の双方が日本に居住していた場合は、夫婦に最も密接な関係がある地は日本であると認めることができる。
- 2 婚姻が外国で成立した場合であっても、夫婦が日本において同居し、以後協議離婚の届出に至るまでの間、夫婦の双方が日本に居住して婚姻生活の大部分を日本であると認めることができる。
- 3 夫婦の一方又は双方が、協議離婚の届出の際に日本に居住していない場合、又は協議離婚の届出のために日本に入国したにすぎない場合は、夫婦に密接な関係がある地を日本とは認めない。ただし、これらの場合であっても、婚姻が日本での届出により成立しており、夫婦に最も密接な関係がある地が外国であると認められる事情（夫婦が外国で同居していたこと等）が全くないときは、夫婦に最も密接な関係がある地は日本であると認めて差し支えない。

# お知らせコーナー

28 建指第 662 号

平成 29 年 3 月 31 日

関係団体の長 殿

愛知県建設部建築局長

(公印省略)

愛知県開発審査会基準第 11 号に係る「地域振興のための工場等の技術  
先端型として認められる業種、製品及び加工技術」の改正について (通知)

本県の開発許可行政の推進につきましては、日ごろから御協力と御理解をいただき厚く  
お礼申し上げます。

さて、この度別紙のとおり基準第 11 号を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるこ  
とになりました。

つきましては、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

また、貴団体会員からの質問等がある場合は、御多忙中恐縮ですが、事務局におきまし  
てお取りまとめいただいたうえ、建築指導課開発グループあて御連絡頂ければ幸いです。

なお、当該基準等は、愛知県ホームページ (ネットあいち) に掲載します。

担 当 建築指導課 開発グループ

電 話 052-954-6588 (ダイヤル)

★

★

2017年4月10日付にて  
愛知県行政書士会ホームページの会員ページに掲載しております

- ①[会員向けお知らせ]
- ②[業務部情報]→[土地利用部]



## ライブラリ研修動画一覧

(平成29年 5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5	建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について	×
6		441	H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
7		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
8		472	H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
9		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
10		494	H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
11		498	H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
12		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
13		512	H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×
14		513	H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
15		514	H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
16		515	H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
17		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
18		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
19		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
20	運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
21		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
22		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
23		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
24		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
25		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

お知らせコーナー

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
26	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	
27		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	
28		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	
29		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	
30		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
31		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
32		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	
33		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	
34		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	
35		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○	
36		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	
37		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	
38		土地利用部	374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
39			442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
40	451		H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○	
41	461		H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	○	
42	489		H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○	
43	493		H26. 7.24	愛知県における開発許可等	○	
44	502		H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
45	507		H27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
46	516		H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	
47	523		H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	
48	527		H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	
49	532		H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	
54	法人経営部		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
55			445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
50		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
51		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
52		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○	
53		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	×	

## ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL ( )	—
	メールアドレス		FAX ( )	—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

## 誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

## 【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

# 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

## 初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について  
開催日 毎月第4木曜日に開催  
時 間 午後1時30分

### 【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について  
開催日 毎月第4木曜日に開催  
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

## 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について  
開催日 平成29年7月5日(水)  
時 間 午後1時30分  
開催日 平成29年8月2日(水)  
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

## 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について  
開催日 毎月第二水曜日  
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

## 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について  
開催日 平成29年7月13日(木)  
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

## 初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定  
開催日 毎月第一水曜日  
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

平成29年7月1日

会 員 各 位

 建設環境部  
 運輸交通部  
 国際・私法部  
 土地利用部  
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

### 業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ( )	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

# 会員訪問記



東名支部：勝 友香梨会員

会報委員 金林 伸洸



今回の会員訪問記は、東名支部の勝友香梨先生のご紹介です。4月中旬、名古屋市守山区の「勝友香梨行政書士事務所」にお邪魔しました。

青と白の外壁が、とても印象的な勝先生の事務所は、ご自宅の玄関と事務所の入口が別々に設けられていました。事務所に入ると、応接スペースに通され、本棚にぎっしりと並んだ法律書籍を眺めながら、インタビューを始めました。

勝先生は、今年の5月で開業13年目を迎えます。そんな勝先生に、ご経歴を伺いました。勝先生は、名城大学の法学部を卒業後、名古屋市内の法律事務所に就職されました。小さい頃から憧れていた「秘書」という仕事に就くことができ、とてもやりがいを感じていらっしゃったそうです。

そんな折、上司の強い勧めで、行政書士の試験勉強を始め、平成16年度の行政書士試験に合格、翌年の、平成17年5月に行政書士登録をして、開業されました。

勝先生にとっては初めての事務所経営、その上、実務経験も人脈もない……。そこで、開業してすぐに士業や経営者の団体に所属して、経営者としての勉強と人脈作りに励まれました。こうすることで、徐々にご依頼が増え、「この時期の地道な種まきのお陰で、今の私があります。」と勝先生は振り返っておられました。

平成20年、身内の方が福祉事業を立ち上げることになり、勝先生が全面的に開業のサポートをされました。それまでは特に専門分野を決めず、ご依頼があればどんな業務も積極的にこなしてこられた勝先生でしたが、まだ福祉事業を専門とする行政書士が少なかったこともあり、この開業サポートを機に、

「福祉業務に特化した行政書士事務所」にシフトチェンジされ、現在に至るとのことです。

他にも勝先生は、後輩行政書士の育成に力を入れておられます。この背景には、勝先生ご自身、開業当初集客ができず売上もなく、実務もわからないといった苦いご経験があったからとのこと。現在は、福祉業務を経験したい行政書士に対し、書類作成等業務の一部分を、外注という形で依頼をしたり、後輩行政書士が受任した業務を、サポートしたりしているそうです。

後輩行政書士にとっては、開業したての仕事の少ない時期に、報酬を得てベテランの先生に質問をしながら経験を積むことができ、勝先生にとっては、信頼できる行政書士と協力して、繁忙期の業務増加に対応することができるとのこと。

また、勝先生は、「事務所間の連携をすることで、お互いにメリットが生じ、後輩行政書士が育つことで行政書士業界全体の資質向上につながると思う。そうやって行政書士の仲間たちと共に発展していきたい。」とも仰っていました。

勝先生が、最近心がけていることは、「オンとオフの切り替えをしっかりと行うこと。」だそうです。仕事では行政書士として、プライベートでは妻・母として、ご家族を支えていらっしゃる勝先生、限られた時間をやりくりしながら、公私をきちんと切り替えるよう努力しているとのこと。

勝先生は、文章を書くことがお好きで、休日にご家族で出掛けた先の出来事などを、写真とともにブログに書き残していらっしゃいます。私も、ブログを読ませて頂きましたが、とても面白く、ファンが多いのも頷けます。

最後に、後輩行政書士へのアドバイスをお願いしました。「すでに専門特化する業務が決まっている方は、深く勉強され、その業務の案件を数こなすこと。まだ方向性が定まっていない方は、とにかく様々な業務を行い、多方面に経験を積むのが良いと思います。経験を積むうちに、自分に合った業務が絞れてきます。また、何でも相談できる先輩行政書士を見つけ、良い関係を築くことも有益です。」とご自身の経験に基づいた、説得力のあるアドバイスをいただきました。

勝友香梨先生、この度はお忙しい中、インタビューの依頼をご快諾いただき、誠にありがとうございました。

# 支部だより

名古屋  
支部

## 懇親企画

会報委員 森田 英樹

日時 平成29年3月26日(日)

行先 『水辺から名古屋の春を感じる～堀川貸切船クルーズ』

参加者 23名



今年度は例年のような貸切バスでの旅行でなく、地元を知る企画を実施いたしました。当初の予定は豊橋市内電車を貸し切るプランを考えていたのですが、手配できず年度末のギリギリというタイミング

なっていました。日程は日曜日のお昼を設定し、業務にできるだけ響かないようにと考えました。

当日は冷たい雨が降り続く、あいにくの天候となっていました。暖かく推移して運が良ければ船内から桜吹雪をご覧いただけるのでは、と期待していたのですが、つぼみはまだ硬いままでした。

みなさんも一度はご覧になったことのある堀川の屋形船ですが、地元にいると案外利用したことがなかったのではないのでしょうか。外観は写真写りの映える派手な外観で、SNSなどにアップロードすると、注目が集まるのかな、などと考えていました。

船は納屋橋を出発して名古屋港ガーデンふ頭を回って、再び納屋橋へ戻るルートでおよそ2時間のクルーズです。揺れはあまり感じられませんでした。堀川から港へ出ると、ゆらゆら揺れるのを感じました。船内は掘りごたつ様式になっており、足をゆっくり降ろして食事を楽しむことができます。トイレも設置されているため安心してお酒を飲むことができます。ところどころでガイドが入るので、どこを航行しているのか確認することができます。

今回はベテランから新しい会員まで幅広い年代のご参加がありました。食事もそこそこに名刺を配ったり、業務の話の聞いたり、熱心な方もあれば、写真を撮る方、ゆっくり飲む方と思ひ思ひの楽しみ方をしていた様子でした。

中央  
支部

## 平成28年度第3回中央支部 法人経營業務部会研修会

中央支部 竹内 浩二

日時 平成29年3月28日(火)  
午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 18名

講師 神崎 寛会員 (中央支部)  
大野 貴史会員 (中央支部)

テーマ 『深夜酒類提供飲食店営業の届出と実務について』  
『特定遊興飲食店営業許可の実情等について』



中央支部の今年度第3回の法人経營業務部会研修会は、中央支部の会員の中から業務に精通する2名

の方々を講師に招き、それぞれ専門分野である「深夜酒類提供飲食店営業の届出と実務について」「特定遊興飲食店営業許可の実情等について」についてお話しいただきました。

支部の場所柄、対象となる事業者が見込まれることから、多くの会員が参加されました。

今回は、施行されたばかりの法改正の内容を目玉として、初心者からベテランまで勉強になる、という趣旨で開催しました。

前半は、既存の業務である「深夜酒類提供飲食店営業の届出の実務」のお話しをしていただきました。こちらは、経験のある会員も多く、知識の再確認の意味でも大いに勉強になったようです。

後半は、「特定遊興飲食店営業許可」が施行されたばかりとあって、講師以外に経験された会員はほとんどいないようで、質問も多くありました。具体的な書式の書き方というより、業務の受託から申請までの大まかな流れを中心にお話いただきました。未経験者にとっては、実務経験のある講師の話は貴重であったようです。

最後に業務部会長から、今回は、「特定遊興飲食店営業許可」の実例も少なく、具体的な部分に触れられなかったもので、次年度においては、もっと踏み込んだ研修会を企画したいとお話があり、参加者の方も次回に期待して、終了しました。



豊田支部  
**建設環境部  
第3回研修会**

豊田支部 東福 宏恵

日時 平成29年3月29日(水)

場所 豊田商工会議所203号室

テーマ 『経営審査のポイント・経営状況分析申請の解説』

出席者 14名



今回の研修会は、ワイズ公共データシステムより講師をお招きし、経営審査のポイント・経営状況分析申請の解説というテーマで学習をしました。

経営状況分析評点Y点の各指標について解説していただきました。これまでとは違った視点での説明を聞くことができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。

豊田支部の建設環境部では、行政書士だけでなく、書類作成に携わるすべての人のレベルアップを目標とし、補助者の方の研修会参加も積極的に行っています。これからも、部全体一丸となって研鑽に努めます。

法務省：「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（平成27年2月10日決定）より  
第33 賃貸借

9 減収による賃料の減額請求（民法第609条関係）

民法第609条を次のように改めるものとする。

耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。

名南  
支部

## 3月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日 時 平成29年 3月30日(木)  
午後 5時30分～

場 所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム

テーマ 『経営事項審査の点数アップ』

講 師 石川 光男会員 (当支部長)

出席者 20名



平成29年3月の支部研修会は建設業許可申請、経営事項審査を主たる業務とされ、経営分析や事業計画立案や経営数値達成への指導を長年されている支部長の石川光男先生に講師をお願いしました。

経営事項審査では行政書士としてすべきことと記載すべき項目を丁寧に解説され、出席会員の中島先生も若干の質疑をされ、出席者に事例の紹介もありました。

さらに経審の定数アップには日頃より会社の財務諸表における経営状況の分析と問題点の抽出、把握、改善の検討について豊富な資料に基づく解説がありました。今回も他支部からの参加者もあり、研修を通じた交流となりました。また、さらに研修の環を広げ、行政書士の業務拡大会員、レベルアップや改訂事項を的確に把握したい会員からの質疑応答もありました。定刻と成り、研修会終了後、懇親会に席を移動し、大いに盛り上がり散会しました。

昭和  
支部

## 日進市無料相談会 & 天白区無料相談会 4月

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年 4月11日(火)  
午後 1時30分～ 4時15分

場 所 日進市役所 4階相談室

相談員 鈴木 章夫ふみお会員

相談者 4組 (4人)

日 時 平成29年 4月19日(水)  
午後 1時30分～ 4時15分

場 所 天白区役所 3階相談室

相談員 小林 新次会員

相談者 1組 (1人)



今年3月に行われた「平成28年度無料相談会まとめの会」において、無料相談会の相談員を2人から1人にした方が良いとの意見が少なからずあったため、今月の日進市役所と天白区役所、来月の日進市役所での無料相談会については試験的に相談員1人で対応することになりました。

今月の日進市役所の相談員は鈴木章夫会員が務めました。予約状況は上限いっぱい4組、キャンセル待ちが2組おられました。後で鈴木会員に感想をお聞きしたところ、1人で4組の相談に答えるのは少し疲れる、ということでした。

次に、天白区役所での無料相談会は、小林新次会員が相談員でした。予約状況は1組でした。最初の時間帯である午後1時30分からの予約だったので、2時5分には終了しました。しかし、1組の相談が終わっても、4時5分までは待機することになります。小林先生は決してこんなことは言われませんが、もし自分が相談員を1人ですることになったら“待機している時間が長く感じるだろうな”と思いました。写真は天白区役所での小林新次先生です。

尾北支部

## 災害時被災者支援協定書（犬山市）の調印

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成29年4月11日(火)  
午前11時30分～

場所 犬山市役所 4階応接室

参加者 (犬山市)山田 拓郎市長、小澤 正司副市長、その他地域安全課職員  
(尾北支部)伊代田支部長、佐藤副支部長、長瀬理事



尾北支部では管内の市町との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結する活動を進めています。

今年1月には江南市との間で協定を締結しましたが、これに続き4月11日に犬山市との間でも被災者支援協定を結ぶことができました。

調印は、犬山市役所4階応接室にて行われ、その後、山田市長・小澤副市長の他、犬山市地域安全課職員の方々と交えて懇談会がもたれました。

懇談は終始和やかな雰囲気で行われ、山田市長から被災者支援協定に関する感謝の言葉がございました。また、「市民と行政を結ぶ役割を持つ行政書士として、犬山市に対する要望や意見等があれば、気軽に伝えてほしい。」との言葉もいただき、市との連携の強化を目指す我々にとりまして、本当に心強く感じられました。

尾北支部では、平成29年度中に管内の全ての市町と協定が結べるよう活動を続けてまいります。

海部支部

## 平成29年度定時総会

会報委員 山田 裕貴

日時 平成29年4月15日(土)  
午後5時～8時

場所 丸河

出席者 27名



海部郡蟹江町にて平成29年度海部支部定時総会が開催されました。

議案は以下のとおりです。

- 第1号議案 平成28年度事業報告の件
- 第2号議案 平成28年度会計決算承認の件
- 第3号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 平成29年度会計予算（案）承認の件
- 第5号議案 支部役員改選の件

いずれの議案も滞りなく可決され、満場一致で承認されました。本年度は役員の改選があり、その顔触れを見渡すと若返りが伺えます。新支部長には岩井実会員が選任され、さらなる新風が吹きこまれることと予感しました。

その後は場所を移し、懇親会が開催されました。多くの会員が終始和やかな雰囲気の中、親睦が深められたと思います。

西尾  
支部

## 西尾市役所 4月無料相談会

西尾支部 牧野 格

日 時 平成29年 4月19日(水)

午後 1時30分～ 4時

場 所 西尾市役所11相談室

相談員 正海 浩会員 白鳥 俊介会員

相談者 1組



西尾支部では、西尾市役所で無料相談会を行いました。

“遺言書作成についての相談”がありました。

相談者の様々な質問や相談を、正海会員と白鳥会員が誠心誠意対応しました。

この相談会を通じて市民の方が行政書士を知るよい機会となり、有意義な相談会となりました。

また、今年（平成29年）4月から毎月1回市役所で無料相談会の開催を予定しています。西尾市役所と3つの支所で開催します。次回5月の開催は一色支所で開催されます。

西尾市役所での無料相談会を定着させ、これからますます発展させていき「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図れるように期待しています。

中央  
支部

## 平成29年度第1回土地 利用業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成29年 4月21日(金)

午後 6時～ 8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 18名

講 師 印東 宏紀会員（尾張支部）

テーマ 『開発行為許可とその周辺法令について』



平成29年度第1回目の中央支部の土地利用業務部会の研修会は、尾張支部の印東宏紀会員に講師をしていただき、「開発行為許可とその周辺法令について」というテーマで行いました。

印東会員は、元愛知県庁建設部職員という経歴で、今回の研修会では、開発法令の初心者向けに、開発行為許可申請の際に関係する他の法令の概要について、元職員ならではの視点からお話いただきました。この研修会のためにご用意いただいた資料も大変素晴らしく、わかりやすいものでした。

まずは、都市計画法制定の背景から始まり、開発許可の申請手続きについてのポイントなどをお話いただきました。それから、都市計画法の周辺法についていくつか説明していただき、最後に審査実務最前線として、行政内部のお話をしていただきました。

開発行為許可というとても敷居が高く感じていたのですが、この研修を受け、少し身近なものになり興味が出てきたので、これからもっと開発行為許可について勉強を重ねていこうと思いました。

講義終了後は懇親会へと場を移し、印東会員を囲みながら、和気あいあいと親睦を深めることが出来ました。

知多  
支部

## 平成29年度定時総会 & 懇親会

会報委員 鈴木 直美

日時 平成29年4月21日(金)  
支部総会 午後3時～4時15分  
懇親会 午後5時～6時30分  
場所 半田市宮路町53番地  
住吉福祉文化会館  
出席者 出席59名+委任状69名=128名



平成29年度知多支部定時総会が、住吉福祉文化会館で開催されました。

今年も山田高嗣会長はじめ、大勢の来賓の方々にご臨席を賜り、和やかなムードの中、総会は始まりました。開会のことば、倫理綱領唱和、深谷義彦支部長のあいさつ、慶祝金贈呈と続き、来賓から祝辞をいただいた後、議事に入る前に知多支部恒例の記念撮影を行いました。

議長には大府市の片岡忠雄会員が選出されました。今年も支部役員改選がありましたが、それも含めて、議案はすべて順調に承認され、予定時間よりもかなり早く閉会することができました。

また、議事終了後、新入会員が11名(内1名は他支部からの転入)紹介されましたが、いずれもやる気に満ちた頼もしい挨拶をされ、新たに就任された榊原延幸支部長とともに、大いに知多支部を盛り上げていただけのではないかと期待が膨らみます。

総会終了後の懇親会では、お忙しい中この場に駆けつけて下さった伴野 豊衆議院議員が、挨拶の中で緊迫する北朝鮮情勢について触れられたことが印象的でした。

楽しく親交を深め合った懇親会もあつと言う間にお開きとなり、出来上がった記念写真をお土産に解散となりました。皆さま、お疲れさまでした。

昭和  
支部

## 平成29年度 定時総会

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年4月22日(土)  
午後3時～4時45分、午後5時～7時  
場所 名古屋市中区大須ローズコートホテル  
出席者 総会49名、委任状67名、懇親会46名



平成29年度昭和支部定時総会が、地下鉄鶴舞線上前津駅すぐ横のローズコートホテルで開催されました。

総会に先立ち、ご逝去された鎌田史郎かまた しろう会員と菱田幸雄ひしだ ゆきお会員に黙とうを捧げました。三神百合幹事が司会を務め、渡邊邦彦監事の開会の辞で総会が始まりました。益田俊信支部長の挨拶の後、ご来賓の鍋田建治愛知県行政書士会副会長と村井栄昭和支部前支部長が紹介され、鍋田副会長が代表にてご挨拶をされました。議長と副議長には去年と同じく田中聡副支部長と小野澤賢哉幹事が指名されました。また議事録署名人には川口武会員と鈴木裕己会員が指名されました。櫻井宗夫幹事と中村さつき幹事によって議場が閉鎖され、伊福泰則幹事が出席人数を確認して司会の三神百合幹事に報告しました。そして三神百合幹事から会場出席者数と有効委任状提出者数、これらの合計数、そして今日の支部総会が有効に成立していることが議場に報告されました。櫻井宗夫幹事と中村さつき幹事により議場の閉鎖が解かれ、議事に入りました。第1号議案(平成28年度支部事業計画、経過報告承認の件)及び第2号議案(平成28年度支部会計、決算報告・監査報告承認の件)は関連があるので一括して審議されました。益田俊信支部長が総括し、千田久人副支部長が会計報告を行い、渡邊邦彦監事が会計監査報告を行いました。無事原案通り可決されました。

第3号議案（平成29年度事業計画（案）承認の件）と第4号議案（平成29年度会計予算（案）承認の件）も関連があるため一括して審議されました。提案の趣旨を総括、スケジュール、予算案に分けて千田副支部長が1人で説明されました。多少の質疑がありましたが、原案通り可決されました。そして最後の第5号議案は「任期満了に伴う役員選任の件」です。今年役員改選の年であるため、平成28年度の役員は全員退任となります。そして今年から役員会とは別に役員推薦委員会を創設して、今迄以上に人選について公平を期すことになりました。今回は役員推薦委員会が推薦した会員と、自ら立候補された会員がおられたため、無記名投票の方法で採決が行われ

ました。その結果、全員が信任されました。

そして、“支部長の任期を3期6年までとした規約”を作り上げられた益田俊信支部長は、平成25年に就任された支部長職を2期4年勤められ、本日の総会をもって正式に退任されることになりました。建設業許可、経審を始めその他の多くの業務に通じ、ほとんど万能ではないかと思われる実務家でありながら、支部長としても、会歴の浅い会員を役員に抜擢するなど、“経営学者ドロッカー”について詳しい志水正芳副支部長から「改革者」と称された益田支部長の退任は一つの時代が終わった感を覚えました。後任の支部長には千田久人副支部長が選任され、昭和支部は新たな一歩を踏み出すことになりました。



尾北  
支部

## 平成29年度 定時総会

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成29年4月22日(土)  
午後3時30分～

場所 臨江館（犬山市木曾川河畔）

出席者 37名 委任状 55名 合計 92名



上記の日時において、平成29年度定時総会が開催されました。

伊代田誠二支部長の挨拶に続き、田中幸子会員に対して“30年報奨の慶祝金贈呈”がありました。続いて、ご臨席いただきました県議会議員の奥村悠二様、原欣伸様、鈴木喜博様からお祝いの言葉をいただきました。

その後、大島千生会員が議長に選出され、以下の順に議事を進行いたしました。

- 議題
1. 平成28年度支部事業報告・収支決算報告承認の件
  2. 平成29年度事業計画（案）承認の件
  3. 平成29年度予算（案）承認の件
  4. 役員改選の件

今年度も活発な質疑応答を経て、慎重審議の結果、全議案とも可決承認されました。4号議案の役員改選では、支部長推薦委員会の高田大覚委員長より佐藤友泰会員が支部長に推薦されたとの報告を受け、承認をいただきました。佐藤新支部長には、副支部長の経験を生かした運営にご尽力いただきたいと思います。また、伊代田支部長におかれましては、途中ご病気をされながらも4年間の職務を全うされ、本当にありがとうございました。

また、本会からは山田高嗣会長がご出席くださり、お祝いの言葉をいただきました。

最後に、今年度で役員を退任される大竹康平顧問、長瀬紀美子理事、伊代田誠二支部長、尾関和宏副支部長より挨拶がありました。長年、支部活動にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

総会終了後は懇親会が開催されました。終始和やかな雰囲気の中、佐藤新支部長のもと新役員の挨拶があり、大竹会員の中締めにより盛会のうちに終了いたしました。

名南  
支部

## 4月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成29年4月29日(土)  
午後3時～6時30分

場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

テーマ 『落とし穴に要注意！遺言実務Q & A72』

講師 行政書士 竹内 豊氏

方式 CD研修

参加者 19名



当支部の平成29年4月研修会はCD方式による研修会として、行政書士竹内豊先生のCD三部形式による研修でした。

第1巻 受任率を上げ、満足いく報酬を得るためのQ & A25

第2巻 遺言業務をすみやかに遂行するためのQ & A32

第3巻 人・財産に関する遺言相談Q & A15

上記の内容に分けた講義でした。

第1巻では遺言業務に望む心得、アプローチ、引き合い、受任、アフターフォローなど、遺言業務の受任率を上げ、“満足のいく報酬を得るための心得と技の業務手順”についてでした。

第2巻では知っていると実務に役立つことを「現場」と「記載内容」を中心とした内容でした。

第3巻では遺言の相談を「人」「財産」に分け、とくに遺言書作成にありがちなミスを落とし穴として、その回避にも役立つ情報も組み込まれたものでした。

全巻終了後、意見交換をして、交流会に席を移し懇談しました。遺言などについて個別ディスカッション的な方式で大いに語り、午後9時30分頃散会しました。

昭和  
支部

## 日進市無料相談会 5月

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年5月9日(火)  
午後1時30分～4時15分

場所 日進市役所 4階相談室

相談員 佐藤 正彦会員

相談者 1組(1人)

4月の日進市無料相談会と天白区無料相談会、そして今日の日進市無料相談会は暫定的に相談員1人で対応しました。今日の相談者は1人でした。相談員を務めた佐藤正彦先生によれば「1人で対応しても別にどうということはない」ということでした。相談員としての経験が豊富な佐藤先生ならではの感想だと思います。また「キャンセル待ちがある日は翌週にもう一度相談会を行ったらどうか？」という提案もなされました。

千田久人支部長によれば「各無料相談会の相談員についてなるべく相談員1人で対応する方向に持っていきたいが、今すぐにとというのは難しいので、いろいろ試しながら様子を見て決めていきたい」ということです。したがって当分は（少なくとも今年度は）今までどおりメイン相談員とサブ相談員の2人一組での対応となります。

益田俊信前支部長は、メイン相談員とサブ相談員に支払われる異なる金額の交通費（もちろんメイン相談員の方が高いです）を同額にするという驚異的なことを成し遂げられました。が、限られた予算内で今後無料相談会の回数を増やすことが決まっている中、益田俊信前支部長の成果を継続していけるかどうかは、千田久人支部長以下役員一人一人が知恵とアイデアを出し合いながらも最後は千田久人支部長の手腕にかかっていると思われまます。

西尾  
支部

## 平成29年度定時総 会 & 支部懇親会

会報委員 牧野 格

日 時 平成29年 5月11日(木)  
午後 4時～ 8時30分  
場 所 西尾商工会議所 日本料理五郎田  
会員総数 66名  
出席者数 54名 (当日出席25名 委任状29名)



表記のとおり平成29年度定時総会が適正に開催されました。

### 【議題】

平成28年度事業経過報告の件  
平成28年度会計決算報告承認の件  
平成29年度事業計画 (案) 承認の件  
平成29年度会計予算 (案) 承認の件  
役員改選の件

石川量英議長の仕切りのもと、各議題は賛成多数にて可決承認されました。事業計画 (案) では新たな取り組みとして、社会に広く「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図るために、毎月1回無料相談会を西尾市役所と3つの支所で開催します。また、役員改選については役員推薦委員 (鳥居良一会員・藤井計一会員・鈴木純夫会員・川部幹俊会員) より平成29・30年度役員案が発表され原案のとおり承認されました。

### 【来賓】

西尾市長 榊原康正氏  
愛知県議会議員 山田高生氏  
愛知県行政書士会副会長 鍋田健治氏

来賓の方々に御祝辞を頂き、その後別会場において懇親会が行われました。会員同士の情報交換も活発行われました。時間が足りないと感じるほど、とても有意義な懇親会となりました。

東三  
支部

## 平成29年度 定時総会

会報委員 水野 悠

日 時 平成29年 5月12日(金)  
午後 3時～ 5時30分  
場 所 ホテルアソシア豊橋  
出席者 会員92名



5月12日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部平成29年度定時総会が、例年通り多数の支部会員が参加する中、開催されました。

総会は定刻通り開催され、本会山田高嗣会長のあいさつ、市川支部長、新入会員紹介、会員表彰、来賓のみなさまからのご祝辞をいただいた後、以下の議事に入りました。

- 第1号議案 平成28年度 会務経過報告の件
- 第2号議案 平成28年度 収支決算承認の件  
(監査報告)
- 第3号議案 支部業規則改正 (案) 承認の件
- 第4号議案 平成29年度事業計画 (案) 承認の件
- 第5号議案 平成29年度収支予算 (案) 承認の件
- 第6号議案 各業務部会報告
- 第7号議案 任期満了に伴う役員改選の件

いずれの議案についても滞りなく進み、当支部の新たな取り組みである支部会員顕彰規則の新設に伴い、本会又は当支部に多大な貢献をされた会員に対して、当支部初の名誉会員功労賞が送られるセレモニーが開催されました。

総会終了後には、多くの来賓のみなさまをお迎えしての懇親会が開催され、新たに就任された山口新支部長と執行部のもと「支部としての自主性」をよりしっかりと進めていく、気持ちを新たにす会となりました。

尾張  
支部

## 平成29年度 定時総会

尾張支部 蔡 文民

日時 平成29年 5月13日(土)

午後 4時～5時

場所 ホテルプラザ勝川

出席個人会員数 40名

委任状提出数 45名

出席者総数 85名

来賓 春日井市長

伊藤 太様

小牧市長

山下 史守朗様

春日井公証役場 公証人

横山 緑様

愛知県行政書士会 会長 山田 高嗣様

同 相談役 前田 望様



尾張支部平成29年度定時総会がプラザホテル勝川に於いて開催されました。

総会に先立ち、ご来賓の山田高嗣会長にあいさつを賜り、続いて神田晃志会員が議長選出され、定議事録署名人選出、定足数の確認を経て松田伸吾副支部長からの平成28年度会員状況・活動内容の報告があり、続いて審議事項の審議に入りました。第1号議案「平成28年度決算報告・監査報告承認の件」について伊藤洋副支部長による説明と杉田貴信監事による監査報告、第2号議案「平成29年度活動方針案承認の件」について内山克典支部長による説明、第3号議案「平成29年度予算案承認の件」について伊藤副支部長による説明、第4号議案「役員改選の件」について内山支部長による説明があり、質疑応答を経てすべての議案が可決され、定刻通り総会は終了しました。

総会後の懇親会ではご来賓の方々にご祝辞を頂き、祝和雄会員による乾杯の発声の後、新入会員の鈴木里佳会員、清水英児会員による自己紹介を挟みながら、会員同士の活発な意見交換が行われ、あっという間に懇親会もお開きとなりました。

東三  
支部

## 西尾市役所 5月無料相談会

西尾支部 牧野 格

日時 平成29年 5月17日(水)

午後 1時30分～4時

場所 一色支所第1会議室

相談員 深谷 裕寿会員 川部 幹俊会員

相談者 0組



西尾支部では、毎月第三水曜日に無料相談会を実施しています。市役所、一色、吉良、幡豆各支所の順に行われています。今回は一色支所で開催です。

相談者の様々な質問や相談に対応するために、深谷裕寿会員と川部幹俊会員が参考資料やタブレット端末を持参して待機をしました。

相談者はいませんでしたが、支所内に「行政書士による無料相談」の案内看板やポスターを掲示したので、来所された市民の皆さんの目に触れたと思います。

この相談会を通じて市民の皆様が行政書士を知るよい機会となるとともに、会員の質の向上に向けての相談会となりました。

西尾市役所での無料相談会を定着させ、これからますます発展させていき「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図れるように期待しています。

中央  
支部

## 平成29年度 定時総会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成29年 5月20日(土)

午後 5時～8時

場 所 名古屋マリオットアソシアホテル51階



平成29年度の中央支部定時総会は、名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

定刻になり、亀井直美会員の司会進行のもと、物故会員への黙祷、竹田勲支部長挨拶、来賓の山田高嗣会長のご挨拶と続き、議長に仙石秀久会員、副議長に西川剛史会員が選任され議事が進行してゆきました。

第1号議案 平成28年度会務報告承認の件

第2号議案 平成28年度決算報告承認の件

第3号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成29年度事業予算（案）承認の件  
第5号議案 支部役員選任（案）承認の件

以上の議案が上程され、会員の方からいくつかの質問がありましたが、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は同じフロアの「ジュピター」にて懇親会が開かれました。今年は来賓として、古川元久衆議院議員、大塚耕平参議院議員、酒井やすゆき参議院議員、つじ秀樹愛知県議会議員、政木りか愛知県議会議員、ますだ裕二愛知県議会議員、黒田太郎愛知県議会議員、中川たかもと名古屋市議員、山田昌弘名古屋市議員の9名の議員の方々、一宮支部の平松里香支部長にご出席いただきました。

初めに、新支部長の中村美帆子会員から挨拶があり、ご出席されている方々は熱心に耳を傾けていました。それから議員の方々を代表して、古川議員、大塚議員からご挨拶を頂戴しました。

仙石会員より新支部長の中村美穂子会員があらためて紹介され、仙石会員の高らかな乾杯のご発声で歓談が始まりました。

今回の懇親会会場は51階ということもあり、会場から見える夜景が大変美しく、その景色を楽しみながら会員の方々が和やかに懇談されていました。そして会半ばには、少し遅れて到着されました酒井議員からもご挨拶を頂戴しました。

楽しい時間は過ぎることが早く、あっという間に散会の時間となりました。中央支部の更なる発展を祈念して西川剛史会員の締めで、今年の中支部定時総会も盛会となりました。

東名  
支部

## 平成29年度 定時総会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成29年 5月20日(土)

午後 4時～6時

場 所 メルパルクNAGOYA

会員総数 133名

出席者数 108名（うち委任状出席者63名）



去る5月20日、平成29年度第16期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、司会者の成田賢治会員の開会のことばに始まり、岩永亨支部長が来賓の方々と出席会員へ挨拶をされた後、本会からお越しいただいた西堀俊徳副会長をはじめとする来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には小島淳会員、副議長には勝友香梨会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 平成28年度 事業経過報告  
第1号議案 平成28年度 収支決算報告

第2号議案 平成29年度 事業計画（案）  
第3号議案 平成29年度 収支予算（案）  
第4号議案 任期満了による役員改選  
以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

議長退任後、閉会のことばで定時総会が締められました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。



南支部  
**平成29年度  
定時総会**

会報委員 長峰 均

日時 平成29年5月22日(月)  
午後5時～  
場所 サイプレスガーデンホテル（金山）  
会員総数 212名（平成29年3月31日現在）  
出席者数 124名（当日出席39名、委任状85名）  
来賓者数 10名（懇親会出席者も含む）



標記のごとく、会則24条に基づき、平成29年度南支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。

【議事】

第1号議案 支部活動の概要ならびに平成28年度  
会務報告承認の件  
第2号議案 平成28年度会計報告ならびに財産目  
録承認の件  
監査報告 監事：鰐部伸一、鈴木孝一  
第3号議案 平成29年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成29年度会計予算（案）承認の件  
第5号議案 支部規則第7条による役員選任の件  
（役員選考委員会）

定刻、司会者に堀井敏秀副支部長が選出され、司会者進行の下、まずは鬼頭喜代志幹事（本会理事）により開催宣言が発せられ、石川光男支部長の挨拶及び、本会から出席された山田高嗣会長からの祝辞を戴きました。

また、来賓として御臨席戴いた横井利明名古屋市議員、藤沢忠将名古屋市議員、中里高之名古屋市議員、岡明彦愛知県議会議員からもそれぞれ御祝辞の挨拶を戴きました。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員10名中出席された2名の紹介がされ、個々に抱負を述べて頂きました。

その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長及び議事録署名人の選出が議場に諮られ、議長には吉田秀子副支部長、副議長には鬼頭喜代志幹事（本会理事）、議事録署名人には出原輝明副支部長と青木功幹事がそれぞれ選出されました。

議長の発議にて議事に入り、山本篤副支部長と石川支部長及び頼田佳代子会計担当幹事からの報告・提案が諮られ、審議の結果、全議案とも満場一致にて速やかに承認されました。

最後に、川村敏治幹事による閉会宣言にて総会が程無く終了致しました。

総会終了後、同ホテル別会場にて懇親会が催されました。

懇親会では川津聖司幹事の進行の下、工藤彰三衆議院議員の代理として出席された留川浩一秘書、岩本たかひろ名古屋市議員、服部しんのすけ名古屋

市会議員、会員でもある杉浦光男豊明市議会議員と橋本浩幹名古屋市の両名より、それぞれ御挨拶を戴きました。

その後、恒例のビンゴゲームを挟み、有意義な会

員交流と来賓交流も酬、青木幹事の手締めにて何事もなく終える事ができました。今年も多数の議員が参列され、例年以上に議員との懇親を深めて頂いた事かと思えます。

名南支部

## 5月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成29年5月23日(火)

午後5時30分～7時

場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

講師 名南支部 石川 光男支部長

テーマ 『相続ビジネス』

参加者 20名



行政書士を“士業”としていかに捉えるか？

相続業務に関わる関連士業資格を持ち、業務の多角的展開を図りうるものとして理解すると、私共行政書士は“許認可申請業務”“入管業務”“権利義務関係書類作成”“事実証明書類作成”のほか「相

続」も“民事信託”“成年後見”と同様に積極的に業務として取り込み、依頼者の願望を叶えられる道筋の案内や書類を作成する業務です。例えば「弁護士は相続のトラブルの法的解決」を、「司法書士は相続登記」を、「税理士は相続税申告を業務」としているが、行政書士であっても兼業もあれば、専業でコンサルティングのできる事業展開が可能となり、街の法律家としてのネーミングに合致する一業務でないかと考えられます。その趣旨から当支部でも、長年にわたり行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士の業務をされ、相続ビジネス展開の重要性に着目されている石川光男先生に5月の研修の講師をお願いしました。

事前対策としての遺言書の必要性から始まり、自筆遺言と公正証書遺言のメリットとデメリットの比較、争族化の回避、遺言者の意思の尊重、などの講義があり、事業経営者であると同時に遺言者となりうる方との打合せからビジネス展開ができる可能性を含んでいます。

豊富なレジメの逐条解説があり、相続ビジネスの展開方法や相続事例検討など、今後も支部長に講師を続けてお願いしたいという意見もあり、定刻で散会しました。

会場は懇親会の席に移し、相続ビジネスや相続手続の話などを大いに語り、午後10時頃散会しました。

法務省：「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（平成27年2月10日決定）より

第33 賃貸借

5 合意による賃貸人たる地位の移転

賃貸人たる地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、4(4)及び(5)の規定を準用する。

# 事務局だより

■平成29年4月

3日(月)	総務打合せ開催
4日(火)	第1回役員推薦委員会開催 ADR手続説明会開催 総務打合せ開催 仙石・西川副会長、野田・権田常務理事 国際センター訪問 久野副会長、須崎常務理事 自動車会議所訪問
5日(水)	運輸関係業務相談会開催 コスモスあいち研修会開催
6日(木)	山田会長 日行連会務 山田会長、熊田事務局長 県法務文書課新年度挨拶 運輸関係業務相談会開催
10日(月)	山田会長、西川副会長 法務省訪問 山田会長、西川副会長 日行連申請取次委員会打合せ出席
11日(火)	山田会長 日行連会長との打合せ 会報5月号校正会議開催 運輸交通部会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 子安常務理事 防音事業書類確認
12日(水)	山田会長 日行連コスモス理事会出席 経審新規要員養成実習開催 役員推薦委員会正副委員長打合せ開催
13日(木)	部長会開催 経理部会開催 本会監査会開催 西川副会長、権田常務理事 名古屋入管新年度挨拶
14日(金)	山田会長、西川副会長 日行連申請取次実務研修会出席 久野副会長、須崎常務理事 愛知運輸支局、自販連、中販連訪問
15日(土)	西堀副会長 名城大学院科目履修行政法Ⅰ挨拶
17日(月)	山田会長 日行連正副打合せ出席 部長会開催 理事会開催 幹事会開催
18日(火)	山田会長、西川副会長 日行連正副会長会出席 山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付

## ■平成29年 4 月

18日(火)	ADR手続説明会開催 吉川常務理事、榊原主任 特定行政書士法定研修考査会場訪問 刈谷市役所無料相談会開催
19日(水)	山田会長 日行連常任理事会出席 山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 新規登録受付
20日(木)	山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 登録書類打合せ開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 久野副会長、須崎常務理事 県警、愛知陸運支局、中販連訪問 総務打合せ開催
22日(土)	西堀副会長 名城大学院科目履修民法Ⅴ挨拶
24日(月)	山田会長、西川副会長 日行連申請取次事務研修出席 山田会長 日行連コスモス定款・規則見直しワーキンググループ出席
25日(火)	「封印取付委託要領」の一部改正に係る出張封印業務の取扱いに関する説明会開催
26日(水)	経理部会開催 久野副会長、須崎常務理事 愛知運輸支局訪問
27日(木)	届出済行政書士管理委員会開催 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 経審新規要員養成実習開催
28日(金)	コスモスあいち業務管理部会開催

## ■平成29年 5 月

2日(火)	ADR手続説明会開催 役員推薦委員会打合せ開催
9日(火)	第1回総会・大会運営委員会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
10日(水)	山田会長 日行連正副打合せ出席 部長会開催
11日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付
12日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付

## ■平成29年5月

13日(土)	名城大学院科目履修民法Ⅴ開催
16日(火)	山田会長、松原基相談役 日行連黄綬褒章記念品贈呈式出席 大内田常務理事 空き家対策の推進のための新規制度等に係わる説明会出席 第2回役員推薦委員会開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
17日(水)	山田会長 日税連と日行連の懇談会出席 経理部会開催 西川副会長、権田常務理事 国家戦力特区に係る打合せ出席
18日(木)	運輸交通部会開催 コスモスあいち更新研修開催
19日(金)	西川副会長 日行連申請取次事務研修出席
20日(土)	名城大学院科目履修行政法Ⅰ開催
22日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 山田会長、松原元相談役、熊田事務局長 県法務文書課挨拶 山田会長、西川副会長 名古屋入管挨拶 西川副会長、吉川常務理事 南山大学挨拶
23日(火)	コスモスあいち部長会開催
24日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 西川副会長、権田常務理事 国際・私法部引継事項打合せ開催
25日(木)	山田会長 日行連業務島根会総会出張 正副会長会開催 第2回総会・大会運営委員会開催 役員推薦委員会打合せ開催 建設業務相談会開催
26日(金)	部長会開催 会報7月号編集会議開催
27日(土)	山田会長 日行連業務香川会総会出席 山田会長 日行連業務高知会総会出席 名城大学院科目履修民法Ⅴ開催
30日(火)	部長会開催 第3回総会・大会運営委員会開催 平成29年度第67期定時総会、定期大会開催
31日(水)	正副会長、市川常務理事 県庁挨拶



# 会 | 員 | の | 動 | 向

平成29年 5月25日現在

個人会員数 2,906人  
法人会員数 30法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第17190513号  
会員番号 第5774号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 中根 研一

事務所 中根研一行政書士事務所  
豊橋市下地町字北村71番地の4  
電話番号 0532-53-2231 所属支部 東三



登録番号 第17190517号  
会員番号 第5778号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 尾田 政勝

事務所 行政書士尾田政勝事務所  
日進市五色園二丁目1813番地  
電話番号 0561-73-4655 所属支部 昭和



登録番号 第17190514号  
会員番号 第5775号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 都築 武志

事務所 行政書士つづき法務事務所  
安城市姫小川町館出45番地1  
電話番号 0566-99-1010 所属支部 碧海



登録番号 第17190518号  
会員番号 第5779号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 原 秀樹

事務所 行政書士原秀樹事務所  
一宮市公園通5丁目2番地の2  
電話番号 0586-73-4985 所属支部 一宮



登録番号 第17190515号  
会員番号 第5776号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 野村 耕平

事務所 行政書士野村耕平事務所  
名古屋市名東区一社一丁目79番地 第六名昭ビル3D  
電話番号 052-880-8121 所属支部 中央



登録番号 第17190519号  
会員番号 第5780号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 前田 英紀

事務所 行政書士前田英紀事務所  
名古屋市千種区楠元町二丁目60番地2 theLOFT 4F  
電話番号 052-715-7763 所属支部 中央



登録番号 第17190516号  
会員番号 第5777号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 菅原 勝行

事務所 ドリームフレンズ行政書士事務所  
稲沢市平和町下起中160番地  
電話番号 090-2774-6706 所属支部 一宮



登録番号 第17190520号  
会員番号 第5781号  
入会年月日 平成29年 4月 2日  
氏名 朝日 さなえ

事務所 行政書士朝日さなえ事務所  
名古屋市名東区高社二丁目110番地 シャングリラー社201号  
電話番号 052-776-6899 所属支部 中央

## 会員の動向



登録番号 第17190521号  
会員番号 第5782号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 鈴木 紀行

事務所 行政書士鈴木紀行事務所  
名古屋市名東区勢子坊四丁目1204番地の1  
電話番号 052-703-1851 所属支部 中央



登録番号 第17190526号  
会員番号 第5787号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 小島 郁夫

事務所 行政書士小島郁夫事務所  
豊田市長興寺10丁目20番地3  
電話番号 0565-34-0251 所属支部 豊田



登録番号 第17190522号  
会員番号 第5783号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 近藤 宅

事務所 行政書士近藤事務所  
名古屋市名東区貴船一丁目327番地(コンセール上社402号)  
電話番号 052-715-7942 所属支部 中央



登録番号 第17190527号  
会員番号 第5788号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 横山 求

事務所 行政書士横山求事務所  
名古屋市中区平和一丁目15番25号 今井ダイアパレス東別院201号  
電話番号 090-3424-1777 所属支部 中央



登録番号 第17190523号  
会員番号 第5784号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 村松 昌樹

事務所 村松行政書士事務所  
刈谷市大正町六丁目315番地  
電話番号 0566-22-2580 所属支部 碧海



登録番号 第17190528号  
会員番号 第5789号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 南 成

事務所 南成行政書士事務所  
名古屋市天白区塩釜口一丁目635番地 ちくさ正文館ビル2F  
電話番号 052-861-7547 所属支部 昭和



登録番号 第17190524号  
会員番号 第5785号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 山盛 明博

事務所 山盛行政書士事務所  
名古屋市中区大須三丁目46番9号 不二屋ビル3F  
電話番号 052-241-2108 所属支部 中央



登録番号 第17190529号  
会員番号 第5790号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 清水 英児

事務所 清水行政書士事務所  
小牧市中央二丁目80番地 バレンタインビル205号  
電話番号 0568-68-7280 所属支部 尾張



登録番号 第17190525号  
会員番号 第5786号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 後藤 岳範

事務所 行政書士後藤事務所  
名古屋市港区小賀須1丁目114番地  
電話番号 052-355-7077 所属支部 名古屋



登録番号 第17190530号  
会員番号 第5791号  
入会年月日 平成29年4月2日  
氏名 窪田 祐一

事務所 マック行政書士事務所  
名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング21階  
電話番号 052-261-6815 所属支部 名古屋



登録番号 第17190531号  
 会員番号 第5792号  
 入会年月日 平成29年4月2日  
 氏名 田村 雄一

事務所 田村雄一行政書士事務所  
 春日井市庄名町1丁目8番地8  
 電話番号 0568-53-5666 所属支部 尾張



登録番号 第17190816号  
 会員番号 第5797号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 市川 将寛

事務所 行政書士市川事務所  
 岡崎市井田町字1丁目116番地  
 電話番号 0564-21-0015 所属支部 岡崎



登録番号 第17190812号  
 会員番号 第5793号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 伊藤 計樹

事務所 行政書士事務所フリースタイル  
 名古屋市中区千代田四丁目2番11号 605  
 電話番号 052-265-7286 所属支部 中央



登録番号 第17190817号  
 会員番号 第5798号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 川島 徹也

事務所 行政書士川島法務事務所  
 名古屋市中区栄二丁目2番1号 広小路伏見中駒ビル5F18号室  
 電話番号 070-6575-5182 所属支部 中央



登録番号 第17190813号  
 会員番号 第5794号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 酒井 健

事務所 行政書士酒井事務所  
 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 松浦ビル2階  
 電話番号 052-951-2800 所属支部 中央



登録番号 第17190818号  
 会員番号 第5799号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 畠 伸子

事務所 畠伸子行政書士事務所  
 知多郡美浜町大字河和字北田面7番地1  
 電話番号 090-3424-7110 所属支部 知多



登録番号 第17190814号  
 会員番号 第5795号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 吉田 典弘

事務所 中島行政書士事務所  
 みよし市三好町上10番地  
 電話番号 0561-32-2505 所属支部 豊田



登録番号 第17190819号  
 会員番号 第5800号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 瀧原 至

事務所 行政書士瀧原事務所  
 豊橋市東新町100番1 デューク豊橋東新町1階  
 電話番号 0532-57-2088 所属支部 東三



登録番号 第17190815号  
 会員番号 第5796号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 萩原 ゆり

事務所 行政書士法人あいち行政&相続  
 刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F  
 電話番号 0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第17190820号  
 会員番号 第5801号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 青木 康男

事務所 行政書士青木康男事務所  
 知多郡阿久比町大字福住字東脇75番地4  
 電話番号 0569-48-1814 所属支部 知多

## 会員の動向



登録番号 第17190821号  
会員番号 第5802号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 村本 真一

事務所 行政書士村本真一法務事務所  
豊橋市向山町字川北9番地の9  
電話番号 050-5532-6638 所属支部 東三



登録番号 第17190826号  
会員番号 第5807号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 岡部 豊生

事務所 行政書士岡部豊生事務所  
名古屋市昭和区桜山町4丁目85番地  
電話番号 052-851-7316 所属支部 昭和



登録番号 第17190822号  
会員番号 第5803号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 増田 尚也

事務所 行政書士増田事務所  
岡崎市上六名三丁目11番地10 成瀬ハイツⅢ202  
電話番号 0564-64-0411 所属支部 岡崎



登録番号 第17190827号  
会員番号 第5808号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 福岡 生二

事務所 行政書士福岡生二事務所  
日進市蟹甲町池下88番地  
電話番号 0561-72-9700 所属支部 昭和



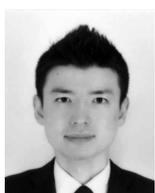
登録番号 第17190823号  
会員番号 第5804号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 朝岡 由美子

事務所 行政書士朝岡由美子事務所  
岡崎市牧御堂町字水洗38番地1  
電話番号 所属支部 岡崎



登録番号 第17190828号  
会員番号 第5809号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 木村 寿

事務所 行政書士木村寿事務所  
田原市田原町倉田1番地25  
電話番号 0531-36-6013 所属支部 東三



登録番号 第17190824号  
会員番号 第5805号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 石垣 貴久

事務所 石垣貴久行政書士事務所  
豊川市西豊町三丁目168番地  
電話番号 0533-56-8166 所属支部 東三



登録番号 第17190829号  
会員番号 第5810号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 溝口 直

事務所 行政書士直事務所  
あま市乙之子屋敷68番地6  
電話番号 090-1724-2697 所属支部 海部



登録番号 第17190825号  
会員番号 第5806号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 奥 智子

事務所 行政書士奥智子事務所  
一宮市奥町字郷浦21番地  
電話番号 0586-47-7505 所属支部 一宮



登録番号 第17190830号  
会員番号 第5811号  
入会年月日 平成29年5月1日  
氏名 朝岡 洋平

事務所 あさおか行政書士事務所  
西尾市寄住町下田3番地1  
電話番号 080-3072-8815 所属支部 西尾



登録番号 第17190831号  
 会員番号 第5812号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 浅野 奈緒子

事務所 オフィスアサノ行政書士事務所  
 大府市柁山町二丁目208番地  
 電話番号 0562-47-7757 所属支部 知多



登録番号 第17190832号  
 会員番号 第5813号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 久保川 光弘

事務所 みなと国際行政書士事務所  
 名古屋市港区十一屋三丁目160番地(ロイヤルクレストバレイジデンス404号)  
 電話番号 052-720-8174 所属支部 名古屋



登録番号 第17190833号  
 会員番号 第5814号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 八木 和夫

事務所 行政書士八木和夫事務所  
 豊田市梅坪町3丁目3番地3  
 電話番号 0565-77-5739 所属支部 豊田



登録番号 第17190834号  
 会員番号 第5815号  
 入会年月日 平成29年5月1日  
 氏名 都築 透

事務所 都築行政書士事務所  
 名古屋市市中村区名駅四丁目2番28号 名古屋第二埼玉ビル8階  
 電話番号 052-446-6331 所属支部 名古屋

東三	中根 宏	平成29年4月30日
東三	丸山 久之	平成29年5月10日
碧海	兵藤 三代治	平成29年5月22日
名古屋	後閑 慎也	平成29年5月24日

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1202301号  
 従たる事務所の法人番号 第1202305号  
 会員番号 第H40号  
 入会年月日 平成29年3月1日  
 法人の名称 さむらい行政書士法人  
 主たる事務所の名称 さむらい行政書士法人  
 上野オフィス  
 従たる事務所の名称 さむらい行政書士法人  
 名古屋オフィス  
 従たる事務所 名古屋市市中村区則武二丁目3番2号  
 サン・オフィス名古屋7階752号室  
 従たる事務所電話番号 052-446-5087  
 所属支部 名古屋

法人番号 第1303201号  
 従たる事務所の法人番号 第1303204号  
 会員番号 第H41号  
 入会年月日 平成28年2月17日  
 法人の名称 行政書士法人コスモ  
 主たる事務所の名称 行政書士法人コスモ  
 従たる事務所の名称 行政書士法人コスモ 名古屋  
 従たる事務所 名古屋市市中村区名駅四丁目13番7号  
 西柳ビル4階  
 従たる事務所電話番号 052-526-6557  
 所属支部 名古屋

## 法人会員の変更案内

法人番号 第0900602号  
 会員番号 第H17号  
 法人の名称 行政書士法人ティグレ  
 主たる事務所の名称 行政書士法人ティグレ  
 従たる事務所の名称 行政書士法人ティグレ  
 名古屋事務所  
 使用人名 山本剛士  
 変更事由 使用人退職  
 所属支部 中央

## 退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
西北	大野 貞幸	平成29年4月13日
一宮	田中 孝尚	平成29年4月26日
名南	山田 浩司	平成29年4月30日

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	本多 証一	名古屋市中区丸の内一丁目14番12号 グランビル5階	460-0002	052-212-5480	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所アスア				
中央	服部 脩				単体会変更 (神奈川会へ)
中央	山口 徹	名古屋市中区千種区池下一丁目4番15号 川辺318ビル6A	464-0067	052-759-5130	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	あけの行政書士事務所				
中央	清田 幸英	名古屋市中区丸の内一丁目14番12号 グランビル5階	460-0002	052-212-5480	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所アスア				
中央	今井 昭仁	名古屋市中区東区大針三丁目48番地 サニーヒルズA号	465-0064	050-5240-4306	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	渡會 由延	名古屋市中区西区南堀越一丁目1番15号 サンパティーク102	451-0054	052-508-9802	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	福住 弘樹	西春日井郡豊山町大字豊場字高前91番地 貴前ビル203	480-0202	0568-55-9761	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士F法務事務所				
名古屋	山本 剛士	名古屋市中村区則武二丁目3番2号 サン・オフィス名古屋7階752号室	453-0014	052-446-5087	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	さむらい行政書士法人名古屋オフィス				
名古屋	伊藤 祐基	名古屋市中川区戸田西三丁目2008番地 ラ・フォーレ206	454-0967	052-355-6127	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士いとう法務事務所				
名古屋	尾崎 俊	名古屋市中村区名駅四丁目13番7号 西柳パークビル4階	450-0002	052-526-6557	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	角田 泰規	長久手市井堀1202番地 向陽ハイム2E	480-1143	0561-78-3133	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	中島 憲治	尾張旭市北本地ヶ原町三丁目27番地	488-0043	0561-41-8601	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	津田 大輔	一宮市篋屋四丁目13番6号	494-0002	0586-46-1324	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	河口 秀夫	稲沢市日下部西町二丁目46番地1	492-8185	0587-50-0515	事務所所在地、 事務所電話番号
海部	加藤 仁久	津島市昭和町三丁目39番地1	496-0809	0567-69-5472	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士加藤仁久事務所				
海部	鈴木 仁			090-8189-2864	事務所電話番号
知多	竹内 孝博	知多郡阿久比町大字阿久比字井瀬36番地	470-2213		事務所名称、 事務所所在地
	竹内行政書士事務所				
知多	田中 豊生			0562-44-0365	事務所電話番号
知多	川瀬 芳文	半田市新川町28番地	475-0886		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士川瀬事務所				

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
知多	岩川 彰久	知多郡武豊町字六貫山10番地 5	470-2362		事務所所在地
知多	久野 将英			0562-74-2598	事務所電話番号
知多	有元 吉野			0120-966-409	事務所電話番号
岡崎	伊東 毅	岡崎市福岡町字北裏27番地 1 フローラ園102	444-0825		事務所所在地
岡崎	倉俣 靖枝			0564-64-3631	事務所電話番号
豊田	川合 澄宣	豊田市八草町森下134番地 北斗測量設計事務所内	470-0356	0565-48-8025	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士川合澄宣事務所				
碧海	山本 達哉			0566-57-1306	事務所電話番号
新城	矢澤 あや子	新城市字中野11番地 1 ジョイステージ中野C号室	441-1326		事務所所在地
東三	太田 美代子				事務所名称
	行政書士太田美代子事務所				
東三	種井 亮	豊橋市中柴町86番地	440-0885		事務所所在地

## 事務所案内 5月号訂正

5月号掲載の内容に誤りがありましたので訂正いたします。

誤

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
新城	柿野 さと恵	新城市庭野字日貝野41番地 1	441-1331		事務所所在地

正

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
新城	柿野 さと恵	新城市野田字西町屋敷 5 番地 2 サンタフェF号	441-1343		事務所所在地

# コスモス **愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌** Cosmos\*

通信

2017年7月号



一般社団法人  
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

## 成年後見等セミナー・無料相談会開催予定

日時 平成29年7月6日(木) 午後1時30分～3時30分 (予定)  
場所 江南市役所西分庁舎 (予定)  
内容 無料相談会  
対象者 一般の方々

日時 平成29年7月13日(木) 午後1時～3時 (予定)  
場所 扶桑町老人憩いの家 (予定)  
内容 無料相談会  
対象者 一般の方々

日時 平成29年7月20日(木) 午後1時～4時 (予定)  
場所 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター (予定)  
公開セミナー 午後1時～2時30分  
無料相談会 午後2時50分～4時  
対象者 一般の方々

日時 平成29年7月26日(水) 午後2時～4時 (予定)  
場所 春日井市西部ふれあいセンター (予定)  
内容 無料相談会  
対象者 一般の方々

日時 平成29年7月26日(水) 午後2時～3時 (予定)  
場所 名古屋市中村区名駅3-28-12大名古屋ビルヂング16F  
名古屋銀行ハートフルプラザ 電話052-562-0758  
セミナー内容 知って得する終活セミナー  
～知っている则ち安心、成年後見制度～ (仮)  
講師 増田 ちづ子支部長  
対象者 一般の方々

日時 平成29年8月10日(水) 午後1時30分～4時 (予定)  
場所 小牧市役所 (予定)  
内容 無料相談会  
対象者 一般の方々

日時	平成29年 8月17日(木) 午後2時～4時 (予定)
場所	名古屋市千種区井上町106番地 三井住友信託銀行星ヶ丘支店 電話052-788-2850
セミナー内容	第一部 午後2時～3時 成年後見制度について (予定) 講師 コスモスあいち会員 第二部 午後3時～4時 やさしい相続・遺言の話 (予定) 講師 三井住友信託銀行職員
対象者	一般の方々

日時	平成29年 8月23日(水) 午後1時～4時 (予定)
内容	成年後見制度説明会 (仮) & 無料相談会
場所	犬山市福祉会館 (予定)
対象者	一般の方々

\* 予定は変更になる場合がありますので、詳細は事務局にてご確認下さい。  
\* 事務局電話番号 052-908-3022 (祝日を除く平日の午前9時～午後5時)



## 成年後見研修会・セミナー・無料相談会開催報告

日時	平成29年 4月5日(水) 午後2時～4時
場所	愛知県行政書士会 3階ABC会議室 2階A会議室
研修内容	元家庭裁判所調査官による成年後見実務研修会
講師	名古屋家庭裁判所 元調査官
対象者	(一社) コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部会員 同他県支部会員・愛知県行政書士会会員
参加者	77名

日時	平成29年 4月21日(金) 午後1時30分～3時40分
場所	OKBハーモニープラザ名駅 (名古屋ビルディング10階) (大垣共立銀行名古屋事務所セミナールーム)
第一部セミナー	午後1時30分～2時30分 遺言書と成年後見制度を利用しよう ～介護・福祉サービスを受け快適に過ごす～
講師	内藤 広子副支部長
第二部相談会	午後2時40分～3時40分
対象者	第一部、二部ともに一般の方々
参加者	第一部セミナー 20名 (うちアンケート回答者15名) 第二部相談会 1組

日時	平成29年 5月24日(水) 午後2時～4時
場所	春日井市西部ふれあいセンター
内容	無料相談会
対象者	一般の方々
参加者	3組

日時	平成29年 5月17日(水) 午後1時～3時
場所	犬山市福祉会館
内容	無料相談会
対象者	一般の方々
参加者	4組

## ご報告とお礼

(一社) コスモス成年後見サポートセンター広報月間(4/1～4/30)での活動について、コスモスあいち会員の皆様および、訪問先様のご理解、ご協力により、お陰様をもちまして、愛知県下56カ所(概算)の行政機関、公共団体および、民間企業等を訪問させて頂き、広報・告知・啓発活動をさせて頂きました。

この場をお借りして関係者の皆様にお礼申し上げます。

(一社) コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部 支部長 増田 ちづ子

## コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成29年7月19日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年7月12日(水)
平成29年8月9日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年8月2日(水)
平成29年9月13日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年9月6日(水)

時間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

## 業務報告書について

コスモスあいち業務管理部

業務報告書は平成28年12月に(一部)改訂されました。今後は最新様式を利用して下さい。

コスモス会員ホームページ(<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>)よりファイルのダウンロードが出来ます。

後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。後見事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。後見事務経過記録・金銭出納帳・通帳の写しは報告対象期間である3ヶ月分です。

提出期間は以下の通りです。

### 記

1月提出分は(10月1日～12月31日についての報告)

4月提出分は(1月1日～3月31日についての報告)

7月提出分は(4月1日～6月30日についての報告)

10月提出分は(7月1日～9月30日についての報告)

必ず最新の業務報告書をHPからダウンロードの上ご使用下さい。

## あとがき

平成27年9月号から今号までの12回、広報部員及び各支部からご選出いただいた16名の会報委員の皆様方と表紙担当、あとがき担当と役割分担をしながら会報の発行に努めてまいりました。

この間に取り組んだことの中に、ペーパーレス化を念頭に会報郵送の不要をお尋ねする、というものが有ります。結果200余名の会員より不要の申し出が有り、先の5月号からその方々への発送を取りやめました。引き続き、愛知会のHPではしっかり掲載していきますので、今後とも皆様方の会報として、より一層のご支援をいただけたら幸いです。

野田 悦子

## 《今月の表紙》 豊明「大脇の梯子獅子」 (県指定 無形民俗文化財)

「大脇の梯子獅子」は、四百有余年前から伝わる“五穀豊穡を祈る行事”として、獅子に扮した二人が51段の梯子を上り、高さ12mもの櫓の上で獅子舞の妙技を披露します。毎年10月第2日曜日に氏神の神明社祭礼で奉納され、演目は「梯子獅子」の他、「立ち舞」「歌舞」「一本竹」「吊し竹」「天狗の山遊び」で構成されています。「梯子獅子」の演目は、種をまく様子を演ずる“種まき”、風にゆれる稲穂を表現する“波打ち”、藤の花のように実った稲穂を表現する“藤さがり”の三つの演技があります。起源は、「則武之庄大秋村（現名古屋市中村区大秋町）」から伝わったといわれております。明治初期と第二次世界大戦動乱期は一時中断したが、関係者の努力で復活継承され、昭和42年、県の文化財に指定されたのを機会に、毎年上演されるようになりました。華麗で勇壮な獅子舞は、今や豊明市の秋の風物詩となっています。

参考：「大脇梯子獅子」関連HPより抜粋

場所：大脇神明社（豊明市栄町大脇5）

写真提供：豊明市役所秘書広報課

<b>会報283号 担当</b> （平成29年5月25日現在）			
広報部	担当副会長	仙石 秀久	
	部長	野田 悦子	
	次長	山田 安政	
	部員	山本 篤	
会報委員会	委員長	袴田 崇	
	副委員長	長峰 均	
	〃	鈴木 直美	
	本号担当委員		
	（表紙）	長峰 均	
	（会員訪問記）	金林 伸洙	

## 会報283号 平成29年7月1日発行

発行人 前田 望

編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068（代）

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

# 行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

**開設日** 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

**ところ** 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

**内容** 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款  
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係  
不動産関係／自動車登録／著作権等  
※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

## 行政書士ADRセンター愛知



### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
  - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分